

## 第1回妹背牛町議会定例会 第2号

平成28年3月8日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
  - 1) 工藤正博 議員
  - 2) 田中一典 議員
  - 3) 石井喜久男 議員
  - 4) 渡会寿男 議員
  - 5) 鈴木正彦 議員
  - 6) 佐田恵治 議員
  - 7) 向井敏則 議員
  - 8) 広田毅 議員

### ○出席議員（10名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 工藤正博 君 | 2番 佐田恵治 君  |
| 3番 田中一典 君 | 4番 石井喜久男 君 |
| 5番 広田毅 君  | 6番 鈴木正彦 君  |
| 7番 渡会寿男 君 | 8番 赤藤敏仁 君  |
| 9番 向井敏則 君 | 10番 宮崎博 君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

- |        |         |
|--------|---------|
| 町長     | 寺崎一郎 君  |
| 副町長    | 中山高明 君  |
| 教育長    | 土井康敬 君  |
| 総務課長   | 廣瀬長留次 君 |
| 企画振興課長 | 三山弘 君   |
| 住民課長   | 西山進 君   |
| 健康福祉課長 | 田湯勝則 君  |
| 建設課長   | 丸岡隆博 君  |
| 教育課長   | 浦本雅之 君  |
| 農政課長   | 廣田徹 君   |

農委事務局長	篠	原	敬	司	君
會計管理者	成	瀬	勝	幸	君
教育委員長	渡	辺	倫	代	君
代表監査委員	高	橋	久	夫	君
農委会長	吉	澤	良	二	君

○出席事務局職員

事務局長	滝	本	昇	司	君
書記	北	口	幸	恵	君

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、石井喜久男君、広田毅君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問いたします。

第1に、マイナンバー制度に関連し、質問します。マイナンバー制度についてのアンケート調査で、74.6%の企業が自分の会社にとってメリット、つまり利点がないと答えております。一番のデメリット、欠点については、情報漏えいのリスクが最も多く40.5%を占めました。また、導入状況については、21.5%がいまだ検討中で、また未検討も5.4%あると答えられております。

政府の広報パンフレットには、社会保障・税番号制度と表記されています。1月から利用開始されたマイナンバー制度、また申告者への個人番号のカード交付も始まっています。年金の手続では、平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。制度の内容が国民に周知されず、昨年12月末の時点で全国の全世帯の1割に当たる558万通の番号通知カードが届いていませんでした。まさに見切り発車でした。昨年12月に日本世論調査によると、マイナンバー制度をよく知っているとした人はわずかに13%にすぎませんでした。制度について詳しく知りたい人はホームページ、政府広報オンライン、マイナンバー公式ツイッターを利用する、マイナンバーの問い合わせはコールセンターにと政府広報紙の最後の裏表紙に掲載されています。しかし、パソコンを使えない人、お年寄りの多くの人は利用できるでしょうか。

その一方で、税、社会保障、災害対策のこの3分野に活用を限定するはずでしたが、メタボ健診の記録も加えられました。平成30年からは、預金者の同意があれば預金口座に個人番号をつけることも決まっています。また、希望者に交付される個人番号カードに健康保険証を統合し、キャッシュカード、クレジットカード、電子マネーなどの機能を持たせることまで検討されています。このように結びつく情報がふえればふえるほど漏えいし

た場合の被害も当然大きくなります。

そもそもマイナンバーの目的は、所得を正確に把握し、公正で公平な納税や社会保障給付を実現することではなかったでしょうか。マイナンバーの利便性を高めるというこの名目で、リスクを顧みず、本来の目的とは無縁の用途に広げていくことが許されるでしょうか。町民の中に何でこんなことやるのかという疑問が多くありますが、このことにどう答えていくのでしょうか。率直にお伺いをいたします。

次に、医療、介護の改正に関連し、質問いたします。老後破産、下流老人というショッキングな言葉が話題になり、今その本も売れています。高齢化社会に私たちはどう向き合っていくのか。自分と家族の問題として、地域や行政の問題として考えていかなければなりません。所得が生活保護基準と同程度の高齢者はたくさんおられます。それは、年金が低過ぎること、無年金の方が少なくないからです。貯蓄を取り崩しながら老後の生活を送っている方は多く、貯蓄がなくなるときは老後破産です。一部を除いて多くの高齢者は年金が頼りであり、年金収入が上がることはまずありません。それどころかここ3年間で2.5%も下げられました。予期しない支出や支出増があると、高齢者の暮らしはたちどころに困窮します。その最たるものは、医療と介護の費用です。加齢によって重症化したりすると、医療費負担が重くのしかかります。夫婦のどちらかに介護が必要になると、費用負担もふえます。医療も介護も重たい人ほど負担が多くなる仕組みなので、払える範囲での利用か、または我慢して治療しない、介護サービスを使わない、こういう人が出てきています。結局それが手おくれで死亡してしまうことや介護の重症化、ひいては介護心中などの悲劇を誘うことになります。

北海道が策定する地域医療構想では、北海道はベッドが多いから入院する人も多く、医療費が高くなる、こういうへ理屈で入院ベッドを減らす議論がされています。北海道が示した数字では、全道で1万以上の病床が減ることになります。地方では、医師、看護師不足もあって今でも入院ができない、お産ができないという事態が続いているのに、これ以上の病床削減は地域医療の崩壊を進めるだけです。介護では、昨年の介護報酬の引き下げの結果、施設や事業所の倒産や閉鎖が相次いでいます。事業所の閉鎖で行き場のない高齢者がふえて、他のデイサービスに変更したため、環境の変化に弱い認知症高齢者の状態が悪化したなどの例が多く出てきています。そこで、高齢者が本当に安心して住み続けられるようにするには何が必要になると考えているのかお答えいただきたいと思います。

第2に、高齢者は情報が少なく、有効な制度も知らされず、さらに我慢できる、人に迷惑をかけたくないという気持ちが強い傾向にあります。困難を抱えた高齢者が制度やサービスに結びつくための仕組みも重要になると考えます。どのようにして今後進めていきたいと考えているのかお答えをいただきます。

次に、TPP道内影響、酪農、畜産で生産が減り、400億円を超えるとの報道もありました。TPPで本当に食の安全が守られるのか。町民にとっても命が脅かされる大変な問題について質問をいたします。第1の問題として、TPPは食の安全を脅かすという批

判をよほど気にしているのか、食の安全に関する日本の食品の安全が脅かされるようなことはない、遺伝子組み換え食品表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていないと、このように強調しています。しかし、これは真っ赤なうそです。政府の根拠としているものは、加盟国に食品の安全を確保するために必要な措置をとる権利を認めているWTO、SPS、つまり動植物の衛生、検疫に関する基準、この規定は科学的な原則に基づいて加盟国に食品の安全を確保するために必要な措置をとる権利を認めているから、日本の食品の安全は脅かされないと説明しているのです。このWTO、SPS協定では、各国の置かれている自然条件や食生活の違いも勘案して、科学的根拠に基づいて各国がSPS基準により厳しい独自の基準を採用することも認めています。しかし、アメリカは、日本がこのSPSを守らないで、科学的根拠に基づかない不当に高い基準でアメリカの農産物を締め出しているから、それをSPSに合わせるのだと基準を緩和させると言ってきました。アメリカの傲慢さもここにあらわれています。ですから、最終的にISDS、つまり投資家対国家間の紛争処理条項、ここに提訴され、撤廃に追い込まれることも想定せざるを得ません。町民に対する食の安全を守る権利が、その根拠が崩れています。そこで、政府の言う食品の安全が脅かされることがないという言いわけは、通用すると思っているのでしょうか。お答えください。

もう一つの問題は、消費者の多くの人は牛丼や豚丼が安くなるからいいではないかという見方があります。関税がなくなると、生産者の価格は安くなるけれども、消費者価格はそんなに変わりません。結局かなりの部分は、巨大流通企業に持っていかれるということなのです。私たちは、食に安さだけを追求することは、命を削り、次世代に負担を強いることだということを肝に銘じることが非常に重要であるということでもあります。

牛肉関税が下がり、オーストラリア産やアメリカ産牛肉がふえると、一部で発がん性リスクが懸念され、日本では使用が認可されていない成長ホルモン入り牛肉の輸入がさらにふえることとなります。今でも日本は、国内では使用禁止だけれども、輸入はオーケーなのです。EUは、成長ホルモンが入っているとしてアメリカ産牛肉の輸入を拒否していますが、オーストラリア産は拒否していません。それで、消費者の皆さんは、オーストラリア産なら大丈夫と勘違いしています。オーストラリアは、しっかり使い分けをしていて、EUに売るときは禁止だから成長ホルモンを使わないし、日本に売るときはオーストラリアだから特別な場合を除き成長ホルモンを使います。これは、所管官庁に確認済みの事案です。

さらに、余り使われていないのがラクトパミンです。これは、成長促進剤としての作用があり、牛や豚の飼料添加物としてアメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリアなどで広く使用されています。ラクトパミンは、吐き気、目まい、手が震えるなど中毒症状を起こし、特に心臓病や高血圧の患者さんへの影響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の異変をもたらす、悪性腫瘍を誘発するとの指摘もあります。日本では国内での使用を認めておらず、輸入については残留基準値を設定しているものの検査は省略されています。

されていないのです。加えて牛乳の遺伝子組み換え成長ホルモン、防カビ剤、防腐剤など関税がなくなり、輸入がふえればふえるほど日本の、また町民の命を削り、次世代に負担を強いることをしっかり捉え、T P P大筋合意がなされたといつて諦めることではありません。

第2の問題として、T P P合意がもたらす危険性をもっともって町民の中に広めていき、町民合意を形成していく必要があると思いますが、その考えを示してください。政府は、不完全な、不十分なT P P協定の概要なるものを発表しています。これから最終の文書を出されると思いますが、よく検証し、批准させないためにどうするか。まず、国会での徹底した議論が大事になっていくでしょう。これからもオール北海道の運動体を発展させ、決して条件闘争に陥らないという国会内外の運動を展開していくという強い姿勢を崩さないことが大事ではないでしょうか。

質問の最後は、低所得者こそその負担増のダブルパンチになるという消費税増税に関連し、質問します。平成29年4月の消費税の10%の増税には、一かけらも道理がないということがまず強調しておきたいと思います。消費税は、どんな貧困層にも容赦なく襲いかかる税です。家計と個人消費への深刻な打撃は間違いありません。自治体への打撃も例外ではありません。増収分は、全額社会保障の充実、安定化に充てると釈明していますが、実際には正反対のことが起こっています。現在の安倍政権が小泉政権を上回る社会保障削減路線を進めているではありませんか。具体的に政府が消費税増税による社会保障充実を言いながら、来年度予算でも自然増、当然増と言うほうが正確だと思いますが、この当然増を5,000億未満に抑制しようとしています。首相は、抑制の金額は目安だと、このように言いわけをし、財務省の財政制度等審議会の建議では目安から逸脱は断じてあってはならないとくぎを刺しています。

そこで、第1に、増税と社会保障削減を同時並行でやるのがどうして社会保障のための増税と言えるのでしょうか。このことに同調できるのでしょうか、伺います。

第2の問題は、軽減税率の導入です。軽減といっても消費税10%の増税時に食料品が8%に据え置かれるだけで、今より軽くなるわけではありません。一部を据え置いても大増税です。10%にすれば幾ら据え置いたとしても逆進性が強まります。軽減税率導入で逆進性が弱まりますか。町民のためになりますか。率直にお伺いいたします。

第3の問題は、庶民増税の一方で大企業には減税の大盤振る舞いを行っていることです。麻生財務大臣は、企業の利益が出た分、内部留保が約50兆円ふえている。私は、この50兆円の金銭感覚は全くわかりませんが、麻生大臣はこのような言っています。こういったものが賃金配当、設備投資にもっと回されてしかるべきだと。このように大企業減税をやっても、経済にも財政にも何の意味もないことを事実上認めています。大企業がもうかれれば庶民にも回るというアベノミクスは、もう既に完全に破綻しています。安倍政権がこれまで実施してきた企業減税は、復興特別法人税の1年前倒しの廃止や法人税率引き下げなどで3兆円で、来年度以降はさらに1兆円加わります。このように庶民には負担増、大

企業には大減税、こうして消費税増税を進めることに、この消費税増税というここには一かけらの道理もないと言わなければなりません、言い過ぎでしょうか。率直にお伺いたします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） マイナンバーにつきましてご答弁申し上げます。

1点目の利便性を高めることでリスクを顧みず、本来の目的とは無縁の用途に広げていくことが許されるのかというご質問でございますが、このマイナンバー12桁の番号の利用範囲は、法律、または地方公共団体の条例で限定的に定められており、具体的には国の行政機関や地方公共団体が社会保障、税、災害対策の3つの分野にのみ利用されるものでございます。

本人確認の際の公的な身分証明書としても使える顔写真付きの個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードにはICチップが搭載されており、電子証明書の活用とICチップの空き領域のアプリの活用がございまして、議員質問の本来の目的とは無縁の用途に広げていくことにつきましては、このICチップでは12桁のマイナンバーは使用しませんので、法律改正は不要となっております。このICチップの空き領域のアプリの機能を活用しまして、マイナンバーの利便性を高めようと行政ではなく民間のさまざまなサービスにも利用してもらうことが検討されております。さらに、ICチップの情報を確認するには暗証番号が必要ですし、例えばキャッシュカードのように一定回数間違えると使えなくなります。仮にICチップの情報を不正に呼び出そうとすると壊れてしまうなど、さまざまな安全措置が講じられております。この顔写真付きのマイナンバーカードを申請して交付を受けるかどうかは、あくまで本人の任意となっております。

次に、2点目の町民の中には何でこんなことをやるのかという疑問が多くあるが、この状況にどう答えるのかというご質問でございますが、これまでも例えば福祉サービスや社会保険料の減免などの対象かどうかを確認するため、国の行政機関や役場などの間で情報のやりとりがございまして、しかしながら、機関をまたいだ情報のやりとりでは氏名、住所などで個人の特特定にかなりの時間と労力を費やしております。社会保障、税、災害対策の3分野について共通の番号を導入することで、個人の特特定を確実に迅速に行うことが可能になります。これにより行政の効率化、町民の皆様の利便性の向上、さらに公平、公正な税、社会制度を実現いたしていくところでございます。

また、町民皆様がマイナンバー制導入によるメリットが実感できる住民票や所得証明書などの添付書類を削減することができるのは、地方公共団体が専用回線のオンラインで情報連絡が始まります平成29年7月からとなっております。

マイナンバーは、行政を効率化し、町民の皆様の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤となるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） 2番目の医療、介護の改正について、高齢者福祉の立場から私から答弁させていただきたいと思います。

まず、1つ目の高齢者が安心して住み続けるようにするには何が必要と考えるかのご質問でありますけれども、高齢者が安心して暮らせる地域とは、1つ、健康維持、医療の安心、2つ、福祉の安心、3つ、地域のつながり、4つ、自分なりの生きがいということで、この4つのどれが欠けても本当の意味での安心を得ることはできません。住みなれた地域で暮らし続けたいという気持ちにつきましては、皆が感じている共通の思いでありましょう。人間は、一人で生きていけないということもよく言われておりますし、高齢化が進み、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が増加する中、暮らしやすさとは何かということを考えることが重要と考えております。

そこで、2番目の質問にあります困難を抱えた高齢者が制度やサービスに結びつくための仕組みが重要だが、どのようにしていきたいと考えているかのご質問でありますけれども、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要であり、進めていきたいと考えております。本町の地域包括支援センターでは、独居老人等への声かけ、訪問、それから状況の確認を行い、サービスが必要であれば各関係機関との連携を密にし、提供を行っているところであります。また、これからも地域包括センターでは相談等も親切丁寧に行っていきたいと考えていることを申しまして、以上答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） TPPのご質問にお答えをいたします。

1つ目の政府の発言でございますが、厚生労働省のTPPにおける食品安全性への影響についての回答では、今後ともWTO、SPS協定を踏まえて、輸入食品監視指導計画に基づいて監視、指導すると、輸入が増加しても計画の着実な実施により安全を確保すると答えておりました、また遺伝子組み換えについても安全審査や食品衛生法、JAS法により表示義務があり、TPPでこれを変更することはないと答えております。一方、団体や学者等の方々は、TPPでこれらの基準を緩和、撤廃する、あるいはISDS条項により訴えられるのではないかという反対の主張もありますが、この2つの主張については現段階においてその真偽を判断するということは困難でありまして、今後の議論を注視することが必要と考えております。

このことから、2番目の質問のTPPの危険性情報を町民に広めるというお考えですが、町行政が判断できない情報を町民に広めるということは、現段階では難しいということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから消費税増税についてご答弁申し上げ

げます。

消費税率10%への引き上げについては、平成27年度税制改正により実施時期を平成29年4月1日とされたところであり、平成28年度税制改正関連法案で当該税率を引き上げると同時に、酒類と外食を除く食品全般と週2回以上発行する新聞の定期購読料を現行の8%に据え置くという軽減税率制度が導入されるといったことが今まさに国会で3月末と見込まれる法案成立に向け、審議されているものであると認識をいたしているところでございます。

議員ご質問のまず1点目の増税と社会保障削減を同時並行で進めることに同調できるかとの質問であります。そもそも増税分は税と社会保障の一体改革関連法により全額社会保障費に充てることが決まっております。このことから、国民も一昨年8%への増税はやむなしとしたところですし、当然充当されているものと考えております。社会保障費の増加と抑制をどう捉えるかによっては、議員ご指摘の社会保障削減といった見方もあろうかと思いますが、他方財政の健全化からは逆の見地になるものであると思われま。ただ、増税については、仮に今の経済環境が今後も続いていく状況の中にあつては、それはかなり厳しいものになるものと考えております。

2点目の軽減税率導入での逆進性についてですが、国会では今にしてまだ外食の定義から始まり、ファストフードで食べる、食べない、ペットフードの適用やセット商品の取り扱い等々、個別ケースにおける線引きは詰め切れておらず、野党などからは珍問奇問が続出しているようですが、それはさておきとして、先ほど議員ご指摘のとおり、軽減税率の導入の前に消費税率10%にすること自体が逆進性がさらに高まるもので、軽減税率の導入はその高まった逆進性の一部を緩和する程度のものであるものと考えております。現状8%のままこの軽減税率が導入されるのであれば、町民の負担も軽減され、その実感も大きいものと思われま。現況においては町民の多くが消費税率10%への実施とその時期に関心が注がれているものと思われま。

3点目の庶民の負担増、大企業は法人税減税の中、消費税増税を進めることに一かけらの道理があると受けとめるかとの厳しいご質問ですが、確かに法人税の減税などにより企業には積極的な設備投資と賃金への再配分によるデフレからの脱却と税収増による経済の活性化を掲げていましたが、これが今うまく機能せず、企業は利益を内部保留し、実質賃金もマイナスとなっていることから、個人消費も大幅に落ち込み、先月公表された昨年10月期から12月期の実質GDP、国内総生産は、2四半期ぶりのマイナス成長となっております。このような状況においても総理は、重大な事態が発生しない限り実施すると明言しております。これは、きのうの参議院の予算委員会の中では増税直前でも再延期の可能性というふうにとんだうしているようでございますが、このことに町として一かけらの道理があるとの質問については、町としての答弁は差し控えさせていただきますが、あえてこの道理という熟語といいますか、言葉を引用させてもらえるのであれば、無理が通れば道理引っ込むとなるような実施だけにはならないことを切に望むものでありますこ

とを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） まず、マイナンバー制度についてですが、香川県の坂出市と長野市の2人の60代の男性、同じ番号が割り振りされていた。重複です。こういうことが初めて発生したと。しかし、これまでもさまざまなミスが続いています。国民の側のミスはないのです。まさに見切り発車の見本だと言っても過言ではないと思うのです。政府のマイナンバー用途の拡大には、このように非常に前のめりになっていくというふうになっているわけです、現在。導入当時は3つです。それは確かです。しかし、今そうになっているかどうかなのです、問題は。ここにどのような感想を今お持ちでしょうか。

2つ目は、条例でさまざま制限されています。しかし、情報漏れはここからは漏れないのです。ここに入るまでのハッカーがいるのです。情報を売り買いする人間がいるのです。そこで情報が広がれば広がるほどその危険性が広がるということは自然の道理ではないでしょうか。そういう点では、漏れは防ぐことができないと。韓国でも48年たっても今なおその漏れいの防止ができないでいると。これはいい例です。世論調査では、カードの利用範囲拡大に84%の国民が反対しているのです。広げてはいかぬと。サイバー攻撃に対する備えなど、自治体や企業の安全対策は到底万全だとは言えないと言われています。私は、いま一度出発点に戻って問い直す必要を自治体が国にしっかりと主張すべきだと考えますが、いかがでしょうか。事が起こってしまっただけでは遅過ぎです。町民が本当に安全で安心できる制度を確立すべきではないでしょうか。

次に、医療、介護についてお伺いします。基本的にはつながり、これをつくっていくということで、老人の孤立を少なくしていくことだと私は考えています。老人の多くは、1つに収入が少ないこと、2つに十分な貯蓄がないこと、3つに頼れる人間がないことなどが挙げられています。1つ目と2つ目は、公的な制度や社会資源でカバーすることは可能ですが、3つ目の社会的孤立は困ってもSOSを発信できず、事態の悪化を招くリスクが非常に高い状態であります。町内会や老人クラブなどとともに、地域のいろいろな団体が目配りする活動を支えていくことが重要ではないでしょうか。まさしく協働、ともに働くこの妹背牛の社会づくりが大切になってきているのではないのでしょうか。元気な高齢者でも家に閉じこもって、誰とも会話をしない人もいます。空き家や空きスペースを利用した常設の居場所づくりを具体化する必要もあると考えています。今はわかち愛という場所が1つあるだけであります。もっと集まってもらえる場所をつくっていく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、TPPについてお伺いします。人間は、遺伝子組み換え食品を食べてまだ10年少ししかたっていないのです。今人生80年以上という人間の一生分食べ続けたらどうなるかについては、まだ実験段階なのです。消費者が不安を持つのは、私は当然だと思うのです。日本には5%以上の混入物については、一部の品目には表示義務があります。また、

遺伝子組み換えではないという任意の表示も認めています、これができなくなってしまうと消費者には遺伝子組み換えではない食品を食べたいと思ってもわからないと。結果的には遺伝子組み換え食品がさらに広がっていくことになるのではないのでしょうか。

アメリカの農産物の遺伝子組み換えの比率は、トウモロコシは何と88%なのです。大豆はもっとひどくて94%です。日本は、トウモロコシの97%、大豆の71%をアメリカに依存しているのです。日本の消費するトウモロコシの約80%、大豆の70%が既に遺伝子組み換え食品であります。これが小麦や米も含めてさらに広がっていくことになるのでしょう。とてもとても安全とは言えません。SPS協定で各国がSPS基準より厳しい独自基準を採用することが認められているのです。どうしてこれを日本が活用しないのか。私は、こここのところが今一番求められていることだと思うのです。TPPは、食品の安全を脅かすことになっているというふうに私は率直に指摘せざるを得ませんが、いかがお考えでしょうか。

2つ目の問題としては、消費者価格が安くなるからいいではないかと。単純な発想だと思いますし、こう思う方も多いのは私は当然だと思うのです。しかし、問題は先ほど言いましたラクトパミンです。成長促進剤の危険性、私が述べたとおりですが、乳牛の遺伝子組み換え成長ホルモンは日本やヨーロッパやカナダでは禁止されているのです。ところが、認可されていない日本では、アメリカからの輸入によってこの成長ホルモンを使用されている牛乳は港を素通りしているのです。消費者は知らずそれを食べているというのが実態なのです。この乳牛を大量摂取することによる発がんリスクが指摘されて、男性の前立腺がんの発現率が4倍、女性の乳がんの発症率が7倍、こういう論文が今発表されております。輸入農産物についてももう使用されている防カビ剤や防腐剤などのポストハーベスト、いわゆる収穫後の農薬の問題についてのこのうそもばれました。お米にはコクゾウムシも死んでいて一匹もいなかったという話は有名な話です。それほどひどいものなのです。

衛生食物検疫関連で言えば、両国政府は収穫前及び収穫後に使用される防カビ剤、食品添加物並びにゼラチン及びコラーゲンに関する取り組みにつき認識の一致を見たと記載されています。やっぱり隠していただけなのです。表に出てしまった。

食に安さだけを追求することは、命を削り、次世代に負担を強いることだということも町民にもっともっと知らせるべきだと思います。わからないことはちょっとお知らせできないという点では非常に消極的ではないのでしょうか。

消費税増税について。大企業は、50兆円の内部留保です。その一方で、町民には全く景気回復の実感がありません。ありますか。国民生活基礎調査でも生活が苦しいとの回答が63.4%に達しています。社会保障費が削減されていることがその要因の一つになっています。増税で低所得者で1%、高所得者で0.4%の負担率が上がります。政府は、10%の増税時の一部税率据え置きには約1兆円の財源が必要であると言っていました。しかし、増税時の軽減税率の1人当たりの負担軽減額は4,800円と首相は試算を示しました。これに日本の人口1億2,688万人掛けると6,000億程度にしかならない

のです。1兆円というのは計算できないのでしょうか。漢字の読めない大臣もいるようすけれども。これを追及されると、政府は答弁不能なつたのです。参議院予算委員会での審議がたびたび中断されました。本当にお粗末の限りです。広辞苑で、げす、これを引くと、こう書いてあります。心の卑しいことだと。また、そのものとありますが、そこまでは言いませんが、近いものがあると私は率直に感じています。

食料品の消費税率を8%に据え置いても、1世帯当たりの新たな負担増は6万2,000円です。軽減には全くなつていない。若い人の賃金は上がらない。子供の貧困、これが社会問題となつて、そして高齢者の年金も減らされる。しかし、政府は、ばらまきしても本当の意味での社会保障の充実は考えていない。どこか社会保障がよくなつたことがありますか。あつたら教えていただきたいと思うのです。そういう点では、アベノミクスではさんざんもうけた富裕層、史上最大の利益を上げている大企業の応分の負担を求めるときで、そうしないと経済の好循環などは生まれません。町民の懐がよくなるはずがありません。どう見ても消費税10%の増税は中止するべきではないでしょうか。自治体としてもきっぱりと求めていくべきだと思います。

以上、再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） 再質問につきましてご答弁申し上げます。

マイナンバーの件でございますが、マイナンバーの利用範囲の拡大につきましては、マイナンバー法の附則第6条に検討等の規定があり、法律施行後3年をめぐりして法律施行の状況を勘案し、国民の理解を得ながら検討を加え、所要の措置を講ずるものとするようになってございます。また、マイナンバー制度では、制度、システム両面でさまざまな安全管理措置を講じております。マイナンバーのみでは手続はできませんし、情報の分散管理やシステムのアクセス制御、通信の暗号化などが行われてございます。また、マイナンバーカード紛失や盗難に遭つても顔写真があることや暗証番号などのセキュリティー対策によりマイナンバーカードの悪用は困難な仕組みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） それでは、私から2番目の医療、介護の再答弁をさせていただきます。

本町につきましては、わかち愛もせうしをスローガンとしまして、行政や社協、NPO等が連携し、住民主体の地域福祉の実践を展開しようとするため、今後は生活支援の中で関係する全ての関係各位との地域課題を把握していく必要があると考えております。そこで、妹背牛町におきましては、社会福祉協議会が中心となりまして地域住民の先ほど議員が言いましたつながりということで、きずなを大切に、安心して暮らせる福祉と健康の町の実現に向けた事業を展開するために、妹背牛町地域福祉実践計画を作成して進めているところであります。昨日も社協の役員会で工藤議員ご質問のとおり意見が出まして、わ

かち愛もせうしひろばだけでなく、いろんな場面で社協としても老人の憩いの場を提供したらどうかという意見がちょうど出まして、社協としまして特に一昨年NPO法人わかち愛もせうしが発足し、地域住民に対して福祉の推進に関する事業を行い、町民が町民による町民の福祉のための福祉によるまちづくりを進めていきたいということで現在考えておりますことをご理解していただいて、再答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁とはほぼ内容は同じなのですが、SPSですとかラクトパミンですか、そこら辺の知識についてはなかなか専門ではないものですから難しいということで、ただ先ほども厚労省の関係でそのSPS以外の規制を設けるといふところについては、厚労省のほうでは科学的根拠がなければ設けないよというような答弁もございます。それと、ラクトパミン、これにつきましてはある大学の先生が発言をしていることも承知しておりますが、個別具体的な内容を反対するということは相当な根拠が必要となって、申しわけないのですが、今の段階では判断できる情報、知識が把握できないということと、先ほども答弁いたしましたとおり、今後国会におけるTPPの議論を注視していきたいなというふうに思いますし、まず国民の納得できる食品の安全基準が堅持できるのかどうかという点、それと検討の継続項目、原料原産地表示の考え方、質問には関係ないのですが、収入保険等安心して農業経営が継続できるセーフティーネットの構築ができるのかどうかという点も含めて、この国会の論議を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、消費税増税の再質問についてご答弁をさせていただきます。

消費税率10%への引き上げが再延期される、しなければならないということがにわかにはささやかれているといたしますか、急浮上していることは先ほども申し上げたとおりでございます。この増税の先送りについては、先般ある内閣官房参与、これは総理の諮問に対し専門的な立場から助言を行う者であります、個人的な考えとしながらも消費増税への3条件として物価上昇率の2%達成とその維持、それと先ほど議員からもございました企業の積極的な設備投資、それともう一つが実質賃金のプラス保持という状況でなければ増税すべきではないとの発言がネット上に掲載されておりましたし、私どももこれはそのとおりだというふうに考えてございます。

また、増税に関してといいますか、軽減税率に関しては、先ほどこれも議員からのご指摘もありましたが、その軽減で穴のあく1兆円のうち6,000億円の財源をどう捻出するか、これがまだ決まっていな中であっては、見切り発車すべきでないという慎重論も国民の中には高まっているというふうに認識をしてございます。

現行の経済環境が改善されぬまま消費税率10%へ引き上げられることについては、町民をはじめ多くの国民から理解を得ることはかなり厳しいものになるものと考えております。いずれにいたしましても、消費増税は社会保障費の安定的な恒久財源の確保のためのものであります。その手法や実施時期については、国会の場で慎重審議をしていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 2点について質問させていただきます。

1つは、マイナンバー制度です。韓国で情報漏えいの流出が後を絶たないということは前段申し上げたとおりです。韓国では、少量の買い物でもクレジットカードを利用するというのが韓国の国民性のようです。一昨年3つのカード会社から延べ1億400万人分の個人情報が流出したと。この情報を盗んだ犯人は、機械ではなくて人間です。情報セキュリティー会社の社員でした。この情報、紙をトラックに積んだらどのぐらいの台数になるか。トラックに積むと数台分になるそうです。この情報を小さなUSBメモリーに1つ入れて持ち出したと。これだけで1億人以上の情報が流れてしまったということで、最先端の流出防止システムが役に立たない、このことを示しています。この点では、今韓国社会に大きな衝撃を与えました。ほかにもSNSサイトの会員情報3,500万人、量が桁が違うのです。3,500万人。通販サイト1,800万人、オンラインゲームで1,300万人、これら住民登録番号と結びついた情報流出は挙げると幾らでもあるのです。アメリカもそうです。このように日本が見切り発車してしまったこのマイナンバー制度は、今一回お休みすると。そして、原点に戻って考え直すべきだと思います。今からでも私は遅いとは思いません。制度そのものをじっくり練り直して、進めるべきか、やめるべきかを考えるときではないでしょうか。町民の財産を守るべき自治体としての率直な考えをお伺いします。

2つ目は、医療、介護についてであります。1つは、これから始まる医療の改悪、3つあります、大きく言って。患者申し出医療で保険のきかない医療をふやす、2016年。紹介状なしで大病院受診時に保険と別に5,000円前後を負担する。国民健康保険を都道府県単位として医療費を抑える、2018年、この3つです。そして、これから医療の計画されている改悪、負担増、これは大きく言って4つ挙げられます。1つは、湿布、目薬、漢方薬などを保険から外してしまう。2つ目に、入院した際に食事代以外に部屋、室料を負担する。320円から370円で予定しているようです。3つ目、70歳以上の高額医療費自己負担限度額を引き上げる。4つ目に、受診のために保険の支払い以外に定額負担を上乗せする、こういう改悪負担が計画されています。

さらに、介護で計画されている改悪負担増、大きく言って5つ挙げられます。1つは、掃除や炊事などの生活援助をこの保険から外して、基本は自己負担にする。2つ目は、福祉用具の利用や住宅改造を保険から外す、これも基本は自己負担にする。3つ目に、要介

護1と2を保険の対象から外してしまう。4つ目に、利用料を全員2割負担にする。5つ目には、ケアプラン作成料を現在無料ですが、これを1割負担、約1,300円にするという計画が進められようとしています。

このように医療、介護がよくなっていくことは一つもありません。悪くなっていくばかりです。担当する役場の職員の皆さんも中身がわかるだけに、本当に逆につらい仕事がふえるだけです。経済的事情で引きこもる高齢者も多いので、必要な医療や介護のサービスに結びつけていくことも大事となります。しかし、仕事はパソコンに向かうことがふえて、町民に目を向ける時間が少なくなるだけです。健康福祉課の体制も含めて、住民サービスの低下にならないように、高齢者を悲しませないための施策の充実を私は求めたいと思います。その決意を示していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

まず、マイナンバー制度につきましては、この後の議員さんの質問ともダブりますけれども、2月29日現在マイナンバーカード写真つき申請数が214件、申請率6.70%、地方公共団体情報システム機構からのでき上がりの数166件、うち本人へ交付済みは138件となっております。申請してから交付されるまで約2カ月間かかっております。また、通知カードの役場保管7世帯8名、うち受け取り拒否が1名ということで、未交付率が0.25%となっているところでございます。また、私の家族もマイナンバーについては一切登録をしておりませんが、12月の答弁でもお答えしましたが、平成28年度分給与所得者の扶養控除等の申告には本人と16歳未満の扶養親族には自分の12桁の番号を記載しなければなりませんし、税の申告上イータックスを使っている方は、住基カードの期限が切れますと必ずマイナンバーに登録しなければイータックス、電子申告ができないことになっております。

そんな中、先ほど工藤議員からさまざまなご指摘をいただきましたが、今後も国の動向に注視しながら、町民の皆様の大切な情報をお預かりしているということを常に念頭に置き、安全措置の充実や関係規定の整備、職員研修などの実施にさまざまな対応を行ってまいりたいと思いますし、今後ともマイナンバー制度で必要な事項、懸案事項につきましては、町村会を通じて国に要望していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、医療、介護の改正についてでございますが、私の執行方針のとおり、安心して暮らせる福祉と健康の協働のまちづくりを基本理念に、高齢者福祉、介護サービスの充実について高齢者ニーズや生活実態に基づきながら各種の福祉、介護サービスを提供し、要介護状態への防止策を積極的に講じているところであります。各種サービスの適切な提供に努め、わかち愛もせうしひろばを利用して介護サービスや情報提供などの地域で安心して生活できる社会づくりを目指し、地域の包括的ケアシステムの構築を進めてまいりま

す。

また、現在北空知保健医療福祉圏域連携推進会議において地域医療構想を策定中であり、住民が希望する療養生活を選択でき、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が早急に必要であり、町内会、ボランティア、NPO等の多様な主体による見守り、配食、買い物支援等の生活支援のサービスの充実、あるいは元気な高齢者の社会参加による介護予防の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） （登壇） おはようございます。通告に従ひ、一般質問をさせていただきます。

1つ、温泉の家族割引券導入のお考えについてお伺ひいたします。昨今妹背牛町の半年券一本化、それから値上げに伴ういろんな反響を耳にしております。近隣市町村におきましては、北竜町がちょっと突出して安い料金を設定しております。例えば北竜町の場合は、半年券1人1万9,000円でございます。妹背牛町の場合は、値上げ後半年券は3万円に変更されております。なお、北竜町の場合は、年間家族券というものが発行されておまして、2名で年間6万円、妹背牛町の場合は年間券及び家族券の設定はなされておられません。これは、単純にこの北竜町と妹背牛町を比べることはできないのですが、恐らく6年前、北竜町は新エネルギーの導入をしまして、ヒートポンプ方式を導入され、電気代が約1,000万浮いているはずでございます。ただ、ここは宿泊施設を伴いまして、私の推定によりますと年間6,000万から7,000万円の間のこれは赤字と言ってよろしいのでしょうか、黒字にはなっていないお金が続いておるようでございます。ですから、この1,000万円安くなったと申しましても、そこの地方財政においてはやはり苦しいのですが、これは妹背牛町の泉質のよさ、それから秩父別町のリニューアルという一つの攻めの温泉経営に対して北竜町は安さで対抗しようとしているのかなという印象を受けております。

私といたしましては、3万円に値上げせざるを得なかったという妹背牛町の方針に対して理解しながら、ただ1家族の中で経費的に2名の方が温泉を利用したいという流れがあるときには、そこにおいて家族設定の割引という考えもこれから必要になるのではないかと。それから、町外からもお越しいただけるに当たっては、これは町内のみにかかわらず、外部に対しても家族割引券の設定を持ちながら、これは値下げという方向ではなく、集客という効果も含めて検討せざるを得ない時期が来ているのではないかとと思ひますが、どうお考えでしょうか。

2番、高齢者の運転免許自主返納についてでございます。高齢者の危険運転抑止に向けた取り組みについての最終段階についてどうお考えになるか。どのまちでも高齢者の運転、

高齢化によって多くなってきております。それから、高齢者だけが危ない運転をするということではなく、高齢者の危険な運転をどのように取り締まる前に防止するか、そういうことが我々町村に求められているのではないかと、考えとして必要が出てきているのではないかと私は考えます。

現在自主返納者に対しては、深川警察署管内におきまして1,000円をもちまして身分証明書を発行する警察署の制度がございます。これは、今私たちは免許証にブルーの色がついている人と、それからゴールドがついている人、2つに分かれておりますが、このブルー、ゴールドのかわりにシルバーの色を配付しまして、ほとんど免許証と同じ写真つきのものを発行しているようでございます。これによって高齢者が身分証明をするものが先ほどからありますマイナンバーのほかにこの運転免許返納によって確保されるという道もつけられておるようでございます。

さらに、北竜町におきましては、今年度4月より自主免許返納に伴い5万円のタクシーチケット補助券というのを発行しておるようでございます。尋ねましたら、それは4件ぐらい年間発生するのではないかとということで住民課所管で進めておるようでございますが、現時点2月の末で14件成立したということでございます。もちろんその年度に限ってでございまして、その以降の補助はございません。ですけれども、こういう一つの流れをつくるインセンティブといいますか、ハイヤー利用、それから安全な運転をして、あるいは危険運転により交通事故、大切なお子さん、それから人に被害を加えるということを、今法律では強制的に免許を取り上げるということはできません。こちら辺に町村の役割があるのではないかと考えるところでございます。この1,000円の警察署の制度、自主返納に際してのこの1,000円に対する負担、あるいは将来的にタクシーにお願いして、地域の交通の足にしてもらおうという流れをつくっていく一つの方法として検討するのめいかかと思ひ、質問をさせていただきます。

第3、防犯カメラの設置について。この防犯カメラ、私としては管理社会にどんどんなり過ぎていくということは、個人的には好みではございません。しかしながら、現時点においてペペル温泉内外、つまり内部においては脱衣所における盗難、犯罪につきましてはこれはつけることがプライバシー上できません。しかしながら、玄関の長靴のお取りかえ詐欺、こういうことがあるのだということをお聞きしまして、葬儀の場所だけではないのだなと。すてきな長靴がとられて、貧弱な長靴が残っているという事件が多発しているようでございます。それから、皆さんご承知のように駐車場におきましては施錠を壊して、あるいは解錠されたままのもの、それから窓ガラスを壊した盗犯、盗みの犯罪が多発しております。

私深川市のまあぶというところを訪れまして、盗犯の現状、一番多かった場所ですので、この温泉場を訪ねてみました。その折に去年の2月から今年の2月末にかけて盗犯ゼロということが達成されておるようでございます。どういう経緯かと申しますと、あそこは駐車場が縦にだんだんに下に下がっていきまして、防犯上見通せない場所が非常に多いとい

うことで盗犯件数が多かったということと、深川の盗犯の中で群を抜いて温泉場が多かったということから、あそこの防犯カメラの導入に至ったようでございます。値段は290万円で、ランニングコストはなしということで、町内の電器店が請け負ってつけておりましたが、私が見たところによりますと6カ所だったと思いますが、調べた方によりますと8カ所だったかなということもありまして、館内に半分、それから駐車場側に半分つけて防犯抑止に取り組んでおるようでございます。

妹背牛町も数は深川まあぶほど多かったのではないのですけれども、いまだに盗犯の専門の部隊が管内を駆け抜けますと、やっぱりここも狙われる多発地帯として要注意と。それから、この間1月の下旬から2月にかけて、妹背牛町では昼間音江から温泉に来られた方が盗犯に遭ってございます。これは鍵をかけておりましたが、中に荷物を置いていったようございまして、中のキャッシュカードに暗証番号を忘れるといけないので、高齢の方は書いておいてしまうということで、そのお昼のうちに全部おろされていたようございます。

そういうことで、私たちはうっかりも含めまして公共の防犯に頼らなければいけないような場所として温泉、それから温泉の横なのですけれども、総合体育館が大きな大会ございますとまあぶの駐車場のほうにも攻めてきまして、これは私どういうふうになっているかわからないのですけれども、やはり盗難の危険に遭う状況は同じでございます。こちら辺に防犯カメラ、そんなに高くなく、必要であるというふうに私は感じておるのですけれども、町長のお考えをお伺いして、質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから1点目の温泉の家族割引券の導入についてご答弁を申し上げたいと思います。

この温泉の半年券見直しにつきましては、これまでもご説明申し上げてきたところでございますが、平成29年4月からの消費税改正を控えている現状から、総合的に価格改定を検討せざるを得ない状況というふうに考えてございます。現在の半年券利用者の状況を若干ご報告申し上げますと、夫婦で利用されている方が48組、回数券の利用者の夫婦は30組と聞いてございますので、多くの方が利用されている状況かというふうに理解しておるところでございます。

1月開催の振興公社の経営会議の中でも検討いたしました。結論が出ず、保留となっている状況でございます。経営する立場から申し上げれば、安価なサービス提供にも限度があるということが議論としてありまして、経営に対する影響が考えられることから、慎重な対応が必要ではないかというふうに考えてございます。今後の経営の見通しや、あるいは議会の判断も仰ぎながら、ご提案の家族割引券による集客対策につきましては、9月定例議会までに結論を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうからご質問の2番目、3番目についてご答弁を申し上げます。

まず最初に、高齢者の運転免許証自主返納に係るハイヤー利用の支援事業の導入についてご答弁をさせていただきます。65歳以上を対象とした高齢者の運転免許証の返納につきましては、道交法の改正により平成10年4月から制度として導入され、平成14年4月からは返納された免許証にかわる公的な身分証明書として、先ほど議員からもございました運転経歴証明書が申請により、これもありました1,000円、有料で交付されるというところがございます。さらに、平成24年からこの運転経歴証明書の有効期限が以前は6カ月でしたが、これが無期限に変更されたという経緯がございます。

免許保有高齢者にとっての車は、近距離における買い物、通院、訪問など日常生活の足であり、運転できるということが自立の象徴となっております。家族から、あるいは周囲の者から、じいちゃん、もうそろそろ年だからですとか、危ないから運転はやめたほうがいいと言うことは、お年寄りをばかにしているといえますか、自己の尊厳を傷つける、メンツを潰すことにつながるおそれもあるなど、それは慎重に対応していかなければならないということを介護現場のほうからも聞いたことがございます。しかしながら、交通事故が全国的に減少している昨今において、高齢者が起因となって発生する交通事故は逆に増加しております。身体的機能や判断能力の低下はもとより、認知症によると思われる、よくニュースで聞きますが、アクセルとブレーキ、逆走、線路上走行等々の事故を耳にいたします。

高齢者の交通事故防止にさまざまな特典付与や助成を実施した中で自主返納を促している自治体は、道内では余りまだ多くはないと思っております。道東地域を中心に浸透してきているところがございますが、先ほど議員からもございましたとおり、管内では隣町の北竜町がハイヤーチケット5万円を交付しているところがございます。これら特典付与や助成が自主返納へのインセンティブ、いわゆる動機づけ、刺激策として有効であることは、先進地の実績からして紛れもない事実であると考えておりますし、高齢者の交通事故防止への一つの方策として重要であるものと考えております。議員ご指摘の自主返納による高齢者をハイヤー利用へと促すというインセンティブは、生活の足の確保はもとより本町内唯一のハイヤー会社をはじめ、地域振興策にもつながることでの議員ご提案であるものと思います。ただ、このインセンティブを町行政が先駆けて実施するべきものかというところにいささかの疑問と抵抗を感じているところでもあります。高齢者の事故は、道が、警察行政が北海道として施策を明らかにした中で推進されなければならない、もっと平たく言えば道の公安委員会が発行する自主返納者申請の先ほどの運転経歴証明書、この交付手数料、これが存在すること自体がどうなのか、また先ほどの自治体の中で申し上げましたが、なぜ自治体がそれを助成していかなければならないのか。ですから、この1,000円の手数料がバリアとなって本証明書の交付の申請をしないとといったことは果たしてないのだろうかということを考えております。やはり北海道警察、自治体、そして地域の事業者等が

連携をした中で、高齢者の交通事故防止を推進していかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、疑問を感じつつも自主返納につきましては、議員ご提案のハイヤー利用を含めまして、インセンティブの実施を他自治体の先進事例を参考に研究しつつ、免許証を持たない高齢者との公平感、そして財政負担も考慮した中で慎重に検討していかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3番目の温泉、総合体育館前駐車場における車上荒らし等防止のための防犯カメラの設置についてご答弁を申し上げます。まずは、議員が例として挙げられましたアグリ工房まあぶ、これは議員も行かれたそうですが、その情報を聞きまして、私もその後か前かわかりませんが、ちょっと伺いまして副支配人にお話を聞く機会がございました。防犯カメラ6台の設置とモニターを見せていただいたところでありまして。設置箇所は、先ほどの議員と異なりますが、私が把握した中では館内に4台、正面玄関と正面右側駐車場を監視するものがそれぞれ1台ずつございました。設置の背景は、議員からもありましたが、車上荒らしというよりも館内での置き引き等の盗難が多かったことからだそうで、昨年3月設置以来は、鍵つきコインロッカーにしたこともあり、これら盗難は一件も今までに発生していないという効果をもたらしているようであります。

さて、本町では先月立て続けに車上荒らしと車への毀損といえますか、いたずらが発生したわけですが、ここで議員ご指摘のペペル温泉、総合体育館前の駐車場における車上荒らしの実態をこの機会にひとつ報告をさせていただきます。被害届け出は、平成22年から27年までの6年間の件数であります。22年、ゼロ、23年、1件、24年、1件、25年はゼロ、26年、2件、27年ゼロの計4件でございました。年平均しますと0.67件、これが車上荒らしでございます。物色のみ被害なしも含めておりますので、数字的にはそれほど多いといったものではございませんが、数字云々というよりも経験上からいいますと被害に遭った方にとっては経済的、精神的ショックは大きいものがあり、その気分と気持ちの悪さ、腹立たしさはしばらく続くものと思われまます。

車上荒らしから被害を防ぐには、これは自己防衛しかないと言われてます。外から見えるところにバッグや財布を置かない、たとえ見えないところであったとしても金品や貴重品を入れておかないことがイロハのイであり、一般の駐車場のほとんどがそうであると思っておりますが、駐車場は場所を提供するだけで、車を預かっているわけではなく、被害に遭ってもその責任の所在を訴える相手方がどこにもなく、やはりみずからの責任においても防衛するしかないものと考えております。とはいえ、これら犯罪の抑止力や録画での証拠能力としては、議員ご指摘の防犯カメラの設置は、まあぶさんに見るようにその効果は充分あると思っております。ただ、まあぶさんもそうでしたが、前述の本町駐車場での実態からも車上荒らしに重きを置いたカメラの設置というよりも、今館内に設置されている1台の防犯カメラがその機能をもって効果が十分に発揮されているのか検証する中であっては、今現在もこれも先ほど議員ご指摘あったとおり売店では毎月少額ではあるようですが、盗品され

ている。また、先ほどの下足場ではよりよいものと交換して履きかえて帰るという事例があるようです。いずれにいたしましても、設置には当然費用がかかることであります。まあぶさん6台のカメラとモニターを含め、先ほど290万円とご質問の中にあっただかと思えますが、それをかなり値引きして200万円ちょっとでやれたという実績もあります。これは、費用対効果というよりもお客様に安心して利用いただける施設としてこの防犯カメラの設置が必要と判断されれば、設置箇所等々を公社、現場職員と協議し、また町の財政負担も考慮した中で、その設置時期も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） 1番の温泉の家族割引券導入につきましては、答弁にありましたように、9月までに検討の答えをいただくということで了解をいたしました。

2番の高齢者の運転免許自主返納についてですが、今ご答弁いただきましたとおり、なぜ1,000円を取ってさらに身分証明書を発行するというようなことを警察側がするのかということも私は薄々感じていましたので、ご指摘のとおり、そこそ道あるいは公安委員会のほうで無料にすべきではないかと、私もこの点に関しては思えます。しかしながら、今年の法改正におきまして高齢者の事故、運転事故に関しましてもし運転が怪しいような印象を受けた場合には警察官がその場で指導できて、医療機関において受診を促すことができるというふうに法改正がこれから行われる予定でございます。しかしながら、そこにおきましても医療機関で1、2、3という数字をつけまして、運転不適性の順番をつけるというだけで、それもまだ運転免許を取り上げるというような法的手段をとることはできないようでございます。

先ほど答弁にありましたけれども、自治体が先駆けとなって運転免許証を持っている人、持っていない人の差別化を図りながら、その運転の不安になった人たちの勇気というか、生活支援ではなく、交通安全のために勇気を持って危なくなったら捨ててくれというような導きをする必然性が自治体にあるのかどうかという答弁がありましたけれども、私は法がまだそこまでいかないときに自治体はその部分の一番かゆいところ、もうちょっと運転させてあげたいのだけれども、やはり交通安全との絡みでもう危険が近いと。このせめぎ合う生活の利便性と、それから交通安全の抑止ということの中で、免許を捨てるという決断、これはかなり勇気の要ることだと思います。私は、そのせめぎ合うところに手を差し伸べるという意味で、別に5万円という数字にこだわっているわけではございません。やっぱり地元自治体が安全、安心なまちづくりと言ってしまう以上そこに手を差し伸べる考えを持つべきではないかと思え、町長のお考えを再度お聞きいたします。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 高齢者運転免許証自主返納ということで、きのうの新聞ですが、

管内雨竜町も3万円という新聞記事が載っていました。空知管内では2町がそれぞれ助成と申しますか、しているのが実態だと思います。余りくどくど言ってもあれなのですけれども、やはり安心、安全な、そして高齢者を中心とした協働の福祉のまちづくりをうたっている兼ね合いもありまして、いずれにいたしましても疑問を感じつつも自主返納につきましては議員ご指摘のハイヤー利用を含めて動機づけの実施を他自治体の先進事例を参考に研究しつつ、免許証を持っていない高齢者との公平感、そして財政負担も考慮した中で慎重に検討していかねばならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○3番（田中一典君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（宮崎 博君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告によりまして質問をさせていただきます。

1つ目には、マイナンバーの今後の運営についてお聞きしたいと思います。1つに、先ほど町長のほうから状況はお伺いいたしましたので、1つ目につきましてはご答弁は省かせてください。

2つ目に、通知カード、先ほど町長おっしゃったように8名が保管していると、1名が拒否ということで、これは3月末で要は保管期限が切れるとお聞きしておりますが、国民保険や介護、生活保護の申告に今度マイナンバーが必要であります、返送や未受領者の今後の手続について対応をお聞きしたいと思います。

3つ目につきましては、マイナンバーにつきましてはいろいろな問題があります。チップが読めない、手続をするのにパソコンがとまったとかいろいろありましたが、本町においてはどのようなトラブルで、どのように対応したかをお聞きしたいと思います。

2つ目に、定住者促進事業等について、助成交付についてお伺いいたします。1つ目は、各事業の補助金が商品券と現金で補助していますが、どうしてこのように現金と商品券で区分しているのかお伺いします。

2つ目に、学校給食補助金につきましては現金補助でございますが、可能な限り町内で使う商品券にするべきと考えますが、お伺いいたします。

3つ目に、今後補助事業は地域活性のために可能な限り町内で使える商品券にすべきと

私は考えますので、これもお伺いいたします。

3つ目に、特別区長会についてお伺いいたします。道町村会と東京23区の区長でつくる特別区長会は、地方創生で東京23区と連携し、特産品の販売拡大やPRに努めている道内町村がふえておりますが、本町のお考えをお聞かせ願います。

2番目に、本町は災害が少なく、交通の利便性、町の土地が安い、ペペル温泉、カーリング、農業体験、日本穀物検定で認められた特Aというおいしいお米をPRするのに特別区長会を通じ、移住者の増、体験型観光等に取り組むべきと考えますが、お伺いいたします。

3つ目に、特産品開発等で地域おこし協力隊を採用するとお聞きしましたが、いいものを開発しても販路、お客様のニーズ、販売方法等が重要と考えます。販売拡大の活動、または調査をしているのか。また、今後の考えをお伺いいたします。

再質問を保留にしまして、質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） マイナンバーについてご答弁申し上げます。

1点目の質問の返送及び未受領の状況につきましては、先ほど町長のほうから答弁してございますので、割愛したいと思います。

2点目の通知カードの保管期限は3月末と聞いておりますが、国民健康保険、要介護認定、生活保護の申告手続にマイナンバーが必要になりますが、返送、未受領者の申告手続はどうなるのかというご質問でございますが、本年1月より国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険など役場での各種届け出においてマイナンバーの12桁の数字の記載が必要となっておりますが、未受領の方は記載することができませんが、申請書類等にマイナンバーの記載がないことのみをもって申請ができないということはございません。また、総務省の事務処理要領では、通知カードの保管期間は3月程度となっておりますが、本町においてはご本人の連絡が可能となるまで保管する予定でございます。

次、3点目のマイナンバーのチップが読めない、発送間違い等のトラブルが起きていましたが、本町においてはトラブルがなかったのかというご質問でございますが、新聞報道などでもありましたが、マイナンバーカードに搭載されていますICチップにふぐあいがありました。本町に届いたカードにつきましては交付前に内容確認などのチェックを行っておりまして、ふぐあいのカードはございませんでした。また、発送間違いなどのトラブルも起きておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から2番目、3番目のご質問につきましてご答弁申し上げます。

各事業の助成金の中で商工会の商品券及び現金と分けておりますのは、商工会の発行する商品券は商工会事業のリフォーム事業300万円と贈呈、景品等の300万円で、合計

年間600万円の発行額でございます。本町といたしまして町民の皆さん方に商店街の活性化にご協力をいただくことを目的に商工会の商品券といたしておりますが、住宅等の撤去費助成事業、学校給食費の助成事業につきましては、現金の口座振り込みとしております。住宅等の撤去費助成事業につきましては、所有者が道外に居住されている事例もあり、町内に居住されている所有者も含めまして現金としております。

2点目の学校給食助成事業でございますが、学校給食費の支払った額の半額を助成するもので、10円未満切り捨てということでございます。商品券にいたしますと、現在の商品券は1,000円券、500円券でありまして、100円券の発行が必要となること、また1,000円、500円券の商品券と100円の現金との組み合わせとなりますと現金の取り扱い、保管などの点からも口座振替の現金での助成といたしております。

3点目の今後の助成事業につきまして商品券での助成でございますが、商工振興をあわせ持った施策は、町の振興としてもよい面もございますが、先日の町政懇談会において出産育児支援事業で商品券をいただいたが、町内でおむつやミルクが売られていないので、利用しやすい助成としてほしいとの要望がございました。しかしながら、保護者のニーズ等も踏まえ、検討課題でございますが、町民の皆様方に商店街の活性化にご協力をいただくことを目的に商品券での助成を行っていることをご理解いただきながら、今後も進めていくことが必要と考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁といたします。

3番目のご質問につきまして、特別区長会は各地域との新たな連携で東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取り組みとして特別区全国連携プロジェクトを展開することを平成27年、北海道町村会において説明を行い、全国展開し、会員登録制で実施しております。平成28年2月1日現在では、道内の会員数は179市町村のうち34市町村であります。首都圏と市町村が連携するイベントや各自治体の最新情報を紹介するホームページがございまして、広く周知することから本町の知名度、ふるさと納税、特産品、観光、移住関係、体験型観光などPRに有効なものとして認識しております。現在の利用状況につきましては、ポスターでの情報掲載、動画でのPRが主であり、販売については区内でのイベント情報を受けて、開催区長との交渉によるものでございます。現在本町は会員登録をしておりますが、どの区とどのようなもので連携するのか、観光イベントツアー、特産品の充実、ネットでの販売、体験型観光ツアーなどの実施についても関係各団体と協議すべきものがございまして、イベント会社等の民間企業の提携などを利用していかななくてはならないと思っております。

地域おこし協力隊は、妹背牛町の新たな特産品及び現在ある特産品などの増産などを1年目に行う予定でございます。特産品につきましては、すぐできるものではなく、妹背牛町の現状から開発研究と生産者とともに進めるものでございまして、私たちが考えられなかったこと、アイデアが特産品として販売するまでには時間が必要と思っております。

現状での特産品の販売でございますが、道内では毎年9月開催の札幌市大通会場でのおーたムフェストでの特産品、米の販売、妹背牛町温泉、カーリング等のPR、さらに札幌

駅北口にごございますどさんこプラザなどでの販売、観光PRを農政課が中心となり、数名の職員とともに行っております。今後地方創生加速化交付金での事業では、道内での販売PR、函館、札幌、旭川を予定し、道外では東京23区の1地区での販売PRを計画しておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1つだけお聞きしたいのですが、マイナンバーの運用でございますが、先ほど住民票等は平成29年4月からオンライン化されるということもお聞きしました。それで、この制度につきましては、すぐ何をやるという期限が切られておりますので、その辺のことを町民の皆様が本当にわかっているのかなど。だから、この制度、仮に住民票であれば平成29年になったときに4月から使えますよと、こういうふうに使えますよというようなことを町民の皆さんに知っていただくような、何がいいか、広報でお知らせするのか、そういうふうな形で町民の方にわかりやすい方法を考えていただきたいと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） マイナンバー制度につきましては、ある程度周知ということで昨年からの広報等で周知をしているところでございます。国のほうでもテレビ、新聞報道で周知はされておりますけれども、なかなか住民に全部行き渡っている部分がないのかなという部分もございますけれども、今後また29年からそういう形につながるという部分も考えまして、町の広報、回覧等で住民周知を図っていききたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目につきましては、地域活性化についてお伺いをいたしたいと思っております。最近自治体の特産品開発、あるいは地域振興のプロジェクトや観光PRなどさまざまな取り組みに活用できるクラウドファンディングがふえているというふうに聞いております。ふるさと納税は、具体的な使い道、用途は寄附した自治体に任せることとなりますが、このガバメントクラウドファンディングは自治体が特定の事業を立案して、ホームページで説明、そのプロジェクトの目標額、募集金額を定め、ふるさと納税の仕組みを使って事業に賛同する人から寄附を募集することであり、本町においても財政事情が厳しい中で迅速に資金を集めて実行することができ、地域の活性化も期待できると思うが、活用する考えがあるのかお伺いをいたしたいと思っております。

2点目につきましては、妹背牛町中型バスの利用についてお伺いをいたします。妹背牛町の組織、団体が利用できる中型バスの利用であります。少子化が進み、特にスポーツ少年団においてはバスの使用人数が基準を満たさないで、利用できないと聞いておるところでございます。「妹背牛町中型バス管理運営規程」で使用者下限数が12名となっておりますが、もう少し利用人数の下限を下げ、利用をやすくして、交通事故の不安や父母の負担を軽くし、安心して交流や大会に参加できる体制が必要と思っておりますが、ここで乗車人数の下限を見直す意向があるのかお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、3点目でございますけれども、平成28年度第1回定例会で町政執行方針演説を行い、今後のまちづくりの意欲を述べられたところでございます。人口減少対策を柱にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目標に向かって実践していく。この中で移住、定住の促進についてお伺いをいたしたいと思っております。現在町では、土地購入支援、住宅新築支援、中古住宅支援等行っておりますが、どこのまちでも同様な事業があり、インパクトがないというふうに思っておりますし、ただ待っているだけでは移住、定住につながらないと考えております。町内の企業や事業所に勤めている方、新規に雇用された方を対象に積極的にPRをすることが大切であろうかというふうに思います。子育て支援に重点を置いて定住を進めていくのも手法かもしれませんが、雇用の場をふやすことや雇用に対する支援を考えることも必要でありますし、若者をターゲットにした定住事業の創設など具体的な移住、定住計画を描いているのか。執行方針の中で町長さんからは触れていないということでございますので、どのような考えで今後持っていくのかぜひお伺いをしたいというふうに思っております。

以上、3点についてよろしくご答弁をお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 1番の地域活性化についてご答弁申し上げます。

自治体自身がプロジェクトのオーナーとなり、インターネット上でプロジェクト名、趣旨、目標金額を示し、不特定多数の人から寄附金を募り、目標額に達した場合成立となり、寄附額の10%の手数料を引かれるということでございまして、10%の手数料を引いた金額が自治体に入金される制度でございまして、ふるさと納税同様の税控除を受けることができる制度でもあり、現在実施しているふるさと納税は本来は寄附金の使い道の項目の中から選んでいただき、寄附を受け、使用し、ホームページ上で公表するものでございます。納税による記念品の豪華なもの、また高いものなどの傾向が強くなっており、寄附金の使い道の項目の中からプロジェクトを抜粋し、使い道を明確にした方式に変えたものでございまして、記念品贈呈制度をつける例が出ております。本来のクラウドファンディングは、具体的な使い道に注視してもらうことが特徴であり、資金面からの活用が目的でございます。詳細なプロジェクト掲載をしなければ多くの人から寄附を受けられないため、まねされることも承知し、掲載することが注意点となっております。

また、ふるさとチョイス以外での会社で行っているガバメントファンディングは、コン

セプトファンディング、プロダクションファンディングと2つの方式がございまして、どちらにせよ多くの人より賛同を得て寄附を集めるためには、繰り返しになりますが、詳細なプロジェクト内容を掲載することが必要でございます。何らかの形で会社に利益を還元する意思などの基準がございまして、事前の協議、また掲載となりますと、プロジェクトをまねされることも承知して掲載することと思っております。

また、今年6月以降の税改正でふるさと納税企業版というものができ、自治体自身がプロジェクトのオーナーとなり、プロジェクト名、趣旨を示し、自治体に支店、営業所のない企業より寄附金を募ることができることになり、議員ご提案の件も含めまして、活用については検討のお時間をいただくことお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから中型バス利用許可の緩和についてご答弁申し上げます。

中型バスの使用対象は、行政執行上各課に属する組織が送迎を必要とする各種研修、会議、大会等へ参加する場合で、使用下限数は、議員ご指摘のとおり、12名となっております。また、運行範囲は片道150キロ以内、日帰りに適合する、以上の3点について適合する場合について運行させていただいております。

年間の運行実績については、平成25年度が179回、うち小中学校のスポーツ少年団や部活動は91回、51%となっております。平成26年度にあつては160回、そのうち82回、51%、今年度2月末までであります。155回、そのうち73回、47%となっており、運行の半数が小中学校のスポーツ少年団活動、部活動になっているのが現状であります。

運行業務は、平成20年4月より1号車定員40名を民間委託しており、スクールバス、定員28名であります。小中学校の授業日以外を2号車として平成22年4月より中型バスとして運行をさせていただいております。現在の運行管理規程のもと今後についても運行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 3番目についてご答弁申し上げます。

町内の企業の求人情報は、ハローワークでの求人は10業者、20名程度の募集でございまして、ほかに独自に求人を募集している業者などがあり、正規職員及び非正規職員、サービス、介護関係、技術系などさまざまな業種の求人の内訳でございます。町内の企業に就職されるときは、町外からの通勤ではなく、本町への移住対策助成を検討いただくために町内企業に妹背牛町定住等の促進事業のパンフレットを配付しており、助成などの事業を本年度より実施した事業によりますと、町外からの中古住宅購入、土地購入などの実績があり、継続する予定でございます。

さらに、若い世代には結婚をはじめとする子育て支援6事業なども継続するとともに、

新年度より子育て世代の水道使用料金の助成、18歳までの医療費の無料化、認定こども園の第3子入園児童の無料化などを実施する予定でございます。子育て支援の充実を図り、保護者の子育て負担を軽減し、働く世代の移住、定住につなげていくことなどを実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） それぞれ今ほど課長のほうから答弁をいただきました。1点目でございますけれども、前向きに検討していくということでございますが、インターネットで不特定多数から資金を集めて、アイデアを出して実現をするといったことは、私どもの町は財源不足の中でいろいろと予算を立ててやっていると。そういったことでは、これは確かにリスクもありますし、いろんな規制もあろうかと思えます。しかしながら、そういったことはやってみなければわからないのです。私は、地域振興のプロジェクト、これは皆さんで考えて、アイデアを出してプロジェクトを立ち上げて、それに向かってネットである程度資金を提供していただく。そして、妹背牛町のまちづくりに貢献してもらい、そういった気持ちがなければ、ふるさと納税だけでは私は足りないかなと。ただ一般的な予算で、そういったプロジェクトにある程度の予算が出していただけるのであればそういった問題はないかなというふうに思っておりますが、やはりできることはやってみるといった気持ちをもっと皆さん方は持っていただきたいなというふうに思っております。

内容については、私も充分理解はしておりません。内容的には購入型やら寄附型やら投資型、いろいろあるようでございます。そういった中で、皆さん方のほうが事務方ですから詳しいと思えます。そういった研究をして、ぜひ活用に向かって勉強しながら、町民こそって、すばらしいアイデアを立てて、それに向かって寄附を募って、まちづくりに貢献をしていただくといったような方向性ができるようにさらなる検討をお願いを申し上げたい、かように思っているところでございます。この点については、町長さん、最終的な決断がありますから、どういった考え持っているかぜひお話をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、3点目の雇用と定住の関係でございます。私聞いておりますと、子供支援を立てながら、それに向かって子育て支援を充実しながら定住に向けていくといったような、これは一つの手法かもしれません。しかしながら、まだまだ移住、定住ということに関しては、子供支援と違った方向でやることはあるのではないかなというふうに思っているところでございます。町内を見ますと、空き家がたくさんある状況の中で、そこをそのままにしていいのか。行政がそこを買い取ってリフォームして、ある程度若者限定の賃貸住宅にして貸すとか、いろんな場面が想定されるわけです。そういったことで、いろんなことをやっていただいて、ある程度また会社のほうも雇用を募集しているのであれば行政として何か手助けができることがないのかとか、そういった感じで会社と行政が一体と

なって、雇用の確保に努めていただきたいなというふうに思っておりますので、この辺の具体的な手法も町長さん何かあればひとつお考えを聞かせていただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私からまず地域活性化については、何かちょっと長くて読めませんが、ファンディング活用ということでございます。渡会議員さんご指摘のとおり、インターネットをどんどん使ってアイデアを出していけということで、町政懇談以降企画振興の各職員には指示を出しているところでございますし、来るか来ないかわかりませんが、地域おこし協力隊のまた斬新なアイデアをいただきながら、議会のご理解とご協力をいただきまして、何とかまちづくり、そして妹背牛の名前をPRしていきたいと思っておりますし、特産品の開発、あるいは妹背牛のブランド米などのプロジェクトも今農政課で検討していますが、この制度を利用して実施できるのか、また違うプロジェクトの検討を時間をいただくことをお願い申し上げ、答弁といたします。

それと、移住、定住促進についてということで、去年のアンケートによりますと妹背牛町に正職員だけで360名の正職員が町外から通われているという実態を聞きまして、本当にびっくりをしたところでございます。この問題につきましては、町政懇談会等でお話ししましたが、妹背牛町は交通の便がよ過ぎると言ったら失礼ですが、深川、滝川の通勤圏内ということでご理解を願いたいと思っておりますし、近郊で格安の土地購入ということを実施しておりますが、町が格安での販売をしますと町民の所有する土地の価格を下げることになるから、極端な低価格での販売は今のところ控えたいと思っておりますし、今後は、空き家対策も指摘されましたけれども、高校跡地利用構想も早急に取り組み、移住、定住策として農業後継者も含めて格安なローンというか、賃貸住宅にしますと所得がふえると月6万も7万もなりますので、民間の力を使った月3万か4万円ぐらいの住宅も今後考えていかなければならないと思っておりますし、そんな中27年度婚姻届が8件ありまして、新生児も11名も生まれております。また、4月から新しい正職員、臨時職員4名がそれぞれ町外から就職することになっておりますので、この辺もあわせてご理解をお願いしたいと思いますし、何とか雇用再生ということで議会の皆様のご理解とご指導をいただきながら、今後もまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○7番（渡会寿男君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従って、質問させていただきます。

まず、最初の質問であります、町民と協働したまちづくりについてということで、実

は今渡会議員の質問の中にもありましたが、定住促進に絡みまして、私の質問の中には新たな事業機会を生み出し、雇用機会の増大を生み出すようなその手法の一部になっております。民間と連携した公共サービスを行う手法のあり方ということで、現在指定管理者制度であったり、民間委託など官民の連携をとりながら進められているサービスがありますが、さらに協働を進めるためにも、前から行われている手法の中にはありますが、PFIという制度があります。それは、資金調達から設計、建設、維持管理、運営の全部、または一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減を期待できたり、新たな事業機会を生み出し、雇用機会の増大も考えられるという制度であります。妹背牛町としては、この制度の利用が期待できるのかどうかをお伺いいたします。

次に、在宅介護についてお伺いいたします。今後ふえるという見込みの認知症の在宅介護についてなのですが、先日最高裁の判決が下されたのですが、認知症の人が徘徊中に起こした列車事故をめぐり、家族に賠償責任がないのかという判断を示した事例なのですが、判決は責任はないというようなことであります。けれども、今後起こるだろう全ての家族の免責を認めたものではありませんでした。本町においても徘徊騒ぎを耳にしたことがあります。現在できるだけ在宅介護を進めていこうという方針の中で、家族だけに任せるのではなく、地域での見守りが当然必要になるということを考えなければなりません。当然行政サポートも不可欠ではあります。今後ふえるであろう認知症の人の在宅介護の仕方についてどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうからは、財政負担の軽減という観点からPFI事業の利用とその期待についてご答弁申し上げます。

PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間資金等活用事業であります。平成11年に制定されたPFI法により民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスが提供できる手法であると認識をいたしております。インフラ整備では道路、公園、上下水道など、公用施設では庁舎等、公益施設では公営住宅、教育文化施設、医療施設、観光施設等々が対象事業となり、その設計から建設、維持管理、運営に民間の資金やノウハウを活用し、低廉かつ良質なサービスが提供されるというものは今ほど議員からのご質問にあったとおりでございます。

平成24年3月に総務省が行った自治体向けアンケートの結果からは、全国的にはまだそれほど多くの自治体がこのPFI事業を実施しているといった状況ではないようですが、各自治体の実施に当たり重視したポイントについては、1つ目に総事業がどれだけ圧縮できるのか、2つ目に業務、先ほど言いました設計、建設、管理運営、この一貫ですが、における民間ノウハウの活用による行政サービス水準の向上の見込み、最後に民間へのリスク移転、これは自治体側と民間、そのリスクの分担ですが、がどこまで可能なのか

等々でありました。やはりPFI方式に一番何を求めるかは、ここでまた横文字なのですが、VFM、バリュー・フォー・マネー、いわゆる財政負担軽減がいかに関われるか、そしてより質の高いサービスの提供が図られるかではないかと思えます。

また、実施に当たっては、資産保有形態で幾つかの事業方式があり、例えば民間事業者が施設を建設した後にその所有権を自治体側に移管した上でその施設の運営を行ういわゆる民間資金活用型であります。もう一つが民間事業者に設計、建設、運営を一貫して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側、自治体側が行う方式、民間資金を活用しないというもう一つの型など、組み合わせでいきますとこれは6つから7つ、6から7通りもあるなど、その最終的な協定までのスケジュール的に、さらには民間資金調達のリスク、そして公共側の適切かつ積極的な関与の担保などで実施をちゅうちょしている自治体も多いようでございます。さらに、施設整備を行う際、補助金を有効に活用し、かつ起債金利を軽減することで財政負担を小さくすることによってPFI事業のメリットがなくなり、採用しなかったといった自治体も多いようであります。

本PFIの活用に関する私どもの地方公共団体の課題としては、まず意識の問題があると思えます。それは何かと。現状では補助金と従来型の公共事業に頼ってしまう意識が根強い。有利な補助金と起債充当が先行し、PFIとの比較検討までにも至っていない現状にあります。いずれにいたしましても、北海道においても幾つかの導入事例がございます。今後これら事例を参考にそのメリットや、逆になぜ導入が余り進んでいないのか、さらには議員ご指摘の新たな事業機会の生み出しと雇用機会の増大への影響といった点についても調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） 2番目の在宅介護について私からご答弁申し上げたいと思えます。

まず、ここで日本における認知症の状況等を説明させていただきたいと思えます。日本における認知症の数は、平成24年で約462万人、65歳以上の約7人に1人と推計されており、軽度認知障がい者と推計される約400万人と合わせると65歳以上の約4人に1人が認知症の人、または予備群とも言われております。平成37年には認知症の人は700万人前後となると推計されており、高齢者に対する割合は約5人に1人に上昇する見込みの結果も出ております。

そこで、本町においても地域包括支援センターの相談件数に占める認知症の相談も年々増加しておるのが現状であります。認知症支援においても言うまでもなく早期発見、早期対応が必要なため、本町においては昨年12月に認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置をし、地域で医療やサービスを受けないで生活している認知症が気になる方を早期に発見し、適切な対応ができるよう認知症サポート医、保健師、看護師、社会福祉士の4人から成る専門チームを立ち上げました。今までもこういう方がいた場合は包括支援センターの職員が対応していましたが、このチームが立ち上がったことにより専

門的な立場でかかわることができるようになりました。同時にチームは立ち上がりましたが、そういう方を先ほど議員がご指摘のとおり地域で発見できる体制づくりが必要であるというこの理解を図って、これから進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6 番議員、鈴木正彦君。

○6 番（鈴木正彦君） 総務課長から丁寧なご説明がありまして、ほとんど再度聞くことはないぐらいのお答えでした。

その中で、結局最終的には公共の資金調達割合が多くなってしまふ、メリッ的なものがどうなのかというところではありますけれども、今後考えていくと助成だとか公的資金だとかという部分は確かに多くなるかと思ひます。ただ、そのほかの手法の中にもリースを使ったものであるとか、手法の中にはいろいろ考えられるものも出てくると思ひれます。いずれにしても、現在のサービスが悪いという話ではないのですけれども、もっとも民間の力を使っただいて、その中で新たな地域事業者との連携が生まれることのメリットもかなり出てくるかと思ひれます。当然その中には透明性は確保しなければならぬ問題であります、先ほど町長のお話の中にも出てきましたように高校の跡地の利用の問題等々いろいろ今後展開される中で、この手法も検討研究の値は出てくるのではないかなという考えです。それを含めまして、この手法もありではないかなという考えであります。その辺を再度お伺ひしたいと思ひます。

続きまして、在宅介護につきましてですが、現在行われているわかち愛もせうしひろばの中で一部2月から総合事業スタートしまして、その総合事業の中で認知症の認定等々を進めるために有効に使うのが前提の中で先ほど課長の説明にもありましたように地域での早期発見を促すようなシステムづくりが必要であると。現在NPO活動されておひまして、社協も包括支援センターもそれぞれのところで頑張っただいられると思ひれます。ですけれども、もっとも住民の理解を得るための周知であるとか勉強会であるとか、まだまだ当町におきましてはやる人間に任せておけみたいな風潮が強いかなという印象を受けておひます。認知症につきましては、一番苦しんでいるのは本人かもしれませんが、在宅で介護をされているご家族のケアというところも本当に慎重にしていかなければならぬことだと思ひます。それらも含めまして、今後サポーター養成講座であるとか認知症に対する理解を深めていかれるための施策をどんどん行っただいただけならんと思っただいおひますが、その辺のお考えを再度お伺ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 町民と協働したまちづくりについて、PFIでございますけれども、今ほど議員さん指摘のとおり、私も民間の力を最大限活用したサービスの提供という

のには賛成をしているところでございます。何とか民間の力と公共性とがうまくマッチングして、まちづくりをしていきたいと思っておりますし、いずれにしましても先ほど課長答弁しましたが、私どもとして町としてこれまで本PFI事業を積極的に調査研究してこなかったことにより、そのノウハウ不足も否めない事実でありまして、導入の先進地事例を参考にメリット、デメリットを研究してまいりたいと、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） 鈴木議員の再質問についてご答弁させていただきます。

まず、平成21年度より先ほど議員が言いました認知症サポーター養成講座を行い、本町においては現在約230名の方がサポーターの養成講座を受けました。これにつきましては、先日も老人クラブの生きがい講座で講習を受けて、老人クラブということは60歳以上、先ほど言いました認知症に該当する方もいますし、将来自分が該当するというので、その自分も含めてサポーター養成を行ったところでもあります。そこで、認知症を少しでも地域において多くの方に理解していただくよう継続してこのサポーター講座も引き続き実施していきたいと思っております。

認知症の人を単に支える側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともに地域でより生きていけることができるよう環境整備をしていくことを求められております。そこで、例えばですけれども、認知症ガイドブックと言われる認知症ケアパスというのを作成する、それから認知症地域支援推進員の配置等、認知症の人や先ほども言いました家族を支援する相談業務等を充実させていきたいと考えております。

なお、これらにつきましては、全ての国の認知症施策総合戦略、新オレンジプランということで示されておりますが、10年後を見据えた妹背牛町の地域に合った認知症施策の推進を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○6番（鈴木正彦君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で6番議員、鈴木正彦君の質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 引き続き一般質問を再開いたします。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君）（登壇） 発言通告に基づきまして、そして町長の施政方針、教育長の行政方針に絡みながら一般質問を行いたいと思っております。

1 番目に、町長の町行政に対する姿勢についてです。特に私は、今安倍首相が歴代内閣の見解として集団的自衛権、これを憲法違反としてきました。しかし、この確認してきたものを集団的自衛権行使容認を数の力で解釈改憲とも言える安保法案を可決いたしました。私どもは戦争法と言っていますが、この閣議決定し、3月の施行を強行しようとしています。現在でも世論調査で過半数以上の国民が憲法違反と、宗教人や、そして大学の教授、さまざまな分野の方々がこれに危惧を主張しています。日本は法治国家で、基本は日本国憲法を土台にしてさまざまな法律が決められ、これを守ることによってこの社会がつくられているわけであります。違反すれば罰せられるというルールのもとで、我々の日常生活やさまざまな社会生活が営まれている法治国家と言えます。地方自治体もかつて大日本帝国憲法の下で国家の下部組織にすぎず、地域住民の自治権は認められていなかったのです。戦後現在の憲法で住民が地方公共団体、まして地方の団体の長や議員を直接選挙で選出するという権利を持ち、地方公共団体の固有の事務を行って、法律の範囲内で条例を制定するという権利として確立されました。国の画一的な政策に対抗し、地域住民の利益と生活を守るために自治権が認められているのであります。そういう地方公共団体、地方自治体でこの間戦後日本は各地の社会が、この日本という社会が構成されてきたわけであります。妹背牛は、加藤町長のときに非核平和のまち宣言を決議いたしました。あの悲惨な広島、長崎の原爆被害、そして平和が一番という宣言をいたしました。うらら公園にその記念碑も建てられております。

さて、伺います。こういう状況の中で、町長としてこの安倍政権の憲法9条を無視した集団的自衛権、憲法に反する姿勢に対して町民の暮らし、福祉を守り、町民が安心してこの町で住んでいける、そういう地方自治体を担う長としてどうのお考えかぜひお聞かせいただきたいと思っております。

2 番目に、今年度の町政懇談会について。町民こそ主人公と施政方針の中でもうたわれています。この間の主催者側のさまざまな努力で、開催曜日など大変努力されていることは理解できます。また、評価することもできます。さて、今年度の町政懇談会は、例年と対比してどういう状況だったのか、その点をぜひ報告いただきたい。そして、内容の特徴点、その上で今後いかにすべき改善点があるか、課題、そして町民の方々から出された各区での要望、意見、それに対してどのように対処していくのか伺います。私も出席した町民会館で出された要望、意見の中で、ペペルの経営改善や私道の除排雪の援助、こういう点で質問も出され、要望も出されました。また、ふるさと創生と町の第8次まちづくり計画の関係など、この点での行政側の取り組む姿勢と改めて町政懇談会の取り組み、もっと参加者がふえる、参加しやすいように努力されていると思っておりますが、この点でのお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

3 番目に、活力ある住んでよかったと言えるまちづくりについてであります。妹背牛も過日の国勢調査の結果三千数十名ということで、本町も人口3,000名を切る状況にあります。少子高齢化が進み、過疎化が進むという状況にあります。子育て世代へのさまざま

まな公共料金の援助や高齢者が住み続けられる施策が考えられ、努力はされています。現在妹背牛町は、他のまちや他のまちに住んでいる方々からは静かな本当に落ちついた町だ、天然温泉ペペル、カーリングホール、うらら公園、パークゴルフ場など本当に町民が住みやすい町ではないですかと言われます。しかし、地元に住んでいる町民は、そのことを実感として感じているのでしょうか。まちづくりの基本、そして町の活力は、地元に住んでいる方々が本当にこの町に住んでよかったと、住みやすい町だと、そういう実感することではないのでしょうか。伺います。温泉ペペル、カーリング場やうらら公園やパークゴルフ場、運営経営状況と町民全体共有の財産として利用する、そしてこの点での行政の施策、これを伺いたいと思います。改革するものは改革していく、このことが必要ではないかと思いつけ添えておきたいと思います。

4番目に、介護予防・日常生活支援事業についてであります。安倍政権になり、介護保険制度の改正、改悪によって大幅な社会保障費が削減されています。要支援1、2が介護保険から外され、地元の新総合事業ということで地域包括、自治体という政府、厚労省の施策です。多くの自治体は、移行困難、2015年11月で実施は13%という状況であります。その後、数%実施されているということも聞いています。しかし、多くの自治体から民間事業者もやらないし、ボランティアもいない、これまでのサービスができず状態が悪化するとの声が上がっていると聞いております。本町でさまざまな課題を抱えながら、関係機関の努力で他の自治体より進んでいる取り組みを行っているのではないかと思います。その上で伺います。本町での実施状況、現状と課題、そして既存の団体組織、町内会や老人クラブ等さまざまな団体があります。その総括的な力と協力、協働の必要性があるのではないかと考えております。要支援1、2の方が安心して支援を受けられる体制づくりについてお考えを伺いたいと思います。

5番目、町民の健康増進についてです。昨年北空知の中核病院である深川市立病院が小児科や産婦人科常勤医がいないということで、さまざまな波紋を呼びました。深川市でも小児科医を設置してほしいという要望の婦人運動が起きているともお聞きしています。我が妹背牛からも深川市立病院並びに周りの病院に通院、入院されている方々も多数いると思いますが、町の診療所の必要性は住民の多くのニーズであると思います。車で家の前まで迎えに来てくれると、本当に助かっていると、そういう多くの町民の方々の声も聞いています。そういう面で、健康増進、推進のために町診療所の必要性は大きいと思います。しかし、町の財政的な支援、町民の健康維持の上での位置づけで見通しはどうかということが町民の間からも心配だとお話を聞きます。その上で、伺います。今後の診療所維持の見通しと診療所の経営改善についてどのようにお考えか。ぜひ伺いたいと思います。

次に、町の特定健診の取り組みについてお伺いしたいと思います。関係部署の努力で受診率は全道の中でも上位です。たしか3年ぐらい前、28位ぐらいだったと。その上は、空知では雨竜か北竜かどちらかが上位、ちょっと定かではありませんが、妹背牛は努力されて上位になっています。しかし、特定健診は、早期に体調の変化をつかみ、大変助かつ

たとの町民の声を聞きます。本町も健診対象者にはがきなどで勸奨を努力されていますが、他市町村は自己負担金の問題などを改善する努力もされています。町も施政方針で40歳からの受診率を高める努力もされていますし、その努力をもっともっと前進させていく、肉づけしていくことが必要ではないかと思います。伺います。本町でのこの間の特定健診の取り組みの状況と受診率向上のための課題についてお考えあればお聞かせ願いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私から町行政に関する姿勢について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、議員通告の要旨の中で改憲とありますので、これにつきまして触れさせていただきます。先般2日の参議院予算委員会の中で、安倍総理が自身の任期中になし遂げるといったような発言があったようですが、現在平成24年4月に発表された与党自民党による憲法改正草案があるだけで、憲法改正案の原案ははまだ存在せず、素案の内容に対するコメントは差し控えさせていただきますが、ただ憲法改正は、議員もご承知のとおり、衆参両院それぞれで3分の2以上の賛成で国会発議し、国民投票で有効投票数の過半数をもって改憲案は承認されることから、そのハードルはかなり高いものと認識をしているところであります。日本国憲法は、地方自治法に基づく町民の命と暮らしをどう守っていくかは憲法前文に記してある政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言する、この文章に凝縮されているものであると思いますし、さらには第9条においては戦争放棄での恒久平和が規定され、今日に至っているものであります。

また、非核宣言をしている首長としての考えとありましたが、私としては過去再三にわたる平和行政への質問に対し、私の揺るぎない考えを必ず答弁をさせていただきましたが、佐田議員さんのご質問に対しても同様にお答えをさせていただきます。私も含め、多くの国民、そして町民は、過去の悲惨な戦争を二度と繰り返さないという決意のもと、憲法の3大基本原則の一つである平和主義による恒久平和の願いは今も、そして将来に向けても不変であるということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

あとは担当のほうから。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から2番目についてご答弁申し上げます。

今年町政懇談会を1月27日から2月4日までの期間で開催をいたしました。町政懇談会は、町民の皆様の生の声を町政に反映させ、協働によるまちづくりを進めることを目的として、毎年農閑期の冬場を開催しております。

開催実績でございますが、205名の方々が参加していただいております。昨年と比較しますと、1名の増となっております。農家地区におかれましては、ほとんどの方が

参加されておりますが、市街地については開催日を平日の夜間ではなく、日曜日の午後とのご意見もあり、開催し、今回で2回目の日曜日の午後2時から開催しましたが、昨年の54人から40人と減少しております。当日2時間ほどの市街地での町政懇談会でしたが、私どもとしてはそれなりの行政に対するご意見などをいただき、意義があったものと判断しております。市街地の懇談会は、特に若い世代の参加が少なく、今後曜日、時間帯についての変更も含め、検討すべきものと考えております。

議員ご質問の各事業につきましても貴重なご意見をいただき、各課への意見など庁舎内での会議を開催し、すぐに取り組めるものから対応しております。ご要望、ご意見の主なものを広報もせうし3月号に一部でございますが、掲載し、広くお知らせするとともに、今後も多数の参加をいただき、多くのご意見をいただきながら町民参加のまちづくりとしていく必要があると思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

3番目でございますが、議員ご指摘の各施設については町民の保養、憩いの場、また観光施設でもあり、各施設利用につきましては、昨年よりふるさと納税をいただいた方にはコテージの利用と夏ではパークゴルフ場の無料利用、冬ではカーリングホールの無料体験での還元を行っており、今年度は3件の利用をいただいております。また、パークゴルフを利用していただいた方には温泉の入館料の割引などを行っており、夏のカーリング場とうらら公園は天候により利用の変更ができ、町内の保育所、深川及び滝川からの保育所、幼稚園での団体、個人の利用が多くなっており、本町の観光入り込み数平成27年上期での新聞報道では12万1,000人で、昨年同期と比較いたしまして0.8%伸びております。今後も本町の観光スポットとして交流人口をふやし、妹背牛町を知ってもらう企画をふやすことも検討すべきと思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） 4番目の介護予防・日常生活支援事業について支援サービスの立場から私から答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、議員がおっしゃったとおり、遅くとも29年の4月から全国の自治体で実施となり、本町におきましては本年2月より実施をされているところであります。現行の要支援1、2の訪問介護、通所介護利用者の方は、皆様現行の介護サービスの事業所のサービス利用を希望されたため、実際の2月からの総合事業利用者はおりませんでした。ただ、総合事業がどういうものを体験してもらおうと2月を無料体験月間としまして事業を展開していただき、地域包括支援センターで基本チェックリストにより確認をした結果、現在10名程度の登録者が3月より利用されております。

今回の介護保険制度改正につきましては、要支援者を切り捨てるというのではなく、相談の中で本当に介護保険サービスが必要か、認定を受けるか、それから専門的なサービス支援を受けていただき、そこまでいかない方につきましては介護予防の原点でNPOをはじめとする地域住民主体の支援や社協のボランティアによる支援、見守りによる地域住

民とのつながりで在宅生活を維持していただくことがコンセプトになっております。そこで支援が必要になって、介護保険サービスで完結するのではなく、支援を必要とされる高齢者等を元気な高齢者が支えることの相乗効果により、地域のつながりを持てるような妹背牛町であると考えています。そのために、議員ご指摘のとおり、町内会の連携や、それから老人クラブとの連携を図り、今後は機会があるたびに情報発信をさせていただいて、事業を進めていく考えでおりますことをご答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから町立診療所の現状と今後の見通しについてご答弁を申し上げたいと思っております。

町立診療所につきましては、ご承知のように、平成26年4月から医療法人英晃会が指定管理を受け、住民の健康、医療の提供に貢献していただいております。4月からは、後任の医師として前南幌町立病院の医院長であります戸田和則医師が診察に当たることとなっております。

運営の状況でございますが、平成27年10月31日の決算状況を見ますと、医業収益が8,927万円、医業損失、これが3,064万7,000円の赤字となっておりますが、医業外収益が3,027万5,000円ございますので、経常損失が37万2,000円の赤字と、こういう報告をいただいております。年間の延べ患者数も、これはとられているデータがちょっと違いますけれども、大体1年間を通しますと、1月から12月までですが、1万1,000人から1万2,000人程度という最近の傾向となっておりますし、1日の患者数も50人から60人と横ばい傾向ではありますが中で医業収益も減少傾向ではありますがありますが、大きな変動はありませんので、安定した経営状況というふうに判断しているところでございます。今後4月以降診療報酬の改定や医師の確保の費用がどう経営に影響を与えていくかを注視していく必要があるかというふうに考えておまして、当町としては指定管理料の上限を3,500万円として英晃会に説明してございますので、事情はご理解いただけるものと考えております。

また、診療所を利用されている方々は、主に慢性疾患を抱えている方やリハビリを必要とする高齢者の方が多い傾向にあるかと思っております。初期診療に診療所が果たす役割は非常に大きくて、詳細な検査を必要とするような症状を持たれている方には2次医療圏の病院等を紹介し、医療相談にも対応してございまして、診療所の機能としては充分と理解しておりますので、現段階では医療法人英晃会との信頼関係のもと診療所を継続していく考えでありますので、ご理解のほどお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） それでは、私のほうから町の特健診についてご答弁させていただきます。

まず、特健診の状況を説明させていただきたいと思っております。妹背牛町の特健診受診率は、特健診が開始された平成20年度は30.8%、全道66位でありました。その

後、受診率向上対策として4つの対策を講じております。1つ目が健診料金の無料化、これは平成21年から、翌年度から実施をしております。

2つ目が保健センターで実施している集団健診以外でも特定健診を受診できるように体制整備を行いました。平成22年度から深川医師会への委託、平成23年度から旭川厚生病院、平成26年度からは深川市立病院への委託、これにつきましては人間ドックの中で特定健診を実施いたします。それから、平成27年、昨年度からは旭川がん検診センターへの委託ということで受診を広めております。

それから、3番目は、受診しなかった方への対策ということで、この方々には個別通知を20年から出してしております。それから、受診をされない方が多い地区については、戸別訪問、それから電話勧奨ということで24年から対策を講じております。それから、前年度受診していたが、今年度受診しなかった方へも電話勧奨を26年度から実施をしております。

それから最後に、4番目に特定健診開始年齢を先ほど議員言った40歳ということで幅を広げまして、それから5歳刻みの節目の年齢の方に家庭訪問やら受診勧奨を行いました。それで受診率向上に努めてきましたけれども、これからも一層の受診率向上に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 施政方針の中で、町民が主権者の理念のもとさらに鋭意努力し、町民と協働したまちづくりの精神を大切にしながら、「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」、本当にすばらしいまちづくりの方向だと思います。地域住民の主体性や自主性を尊重しながら、全身全霊で町政執行に当たるといことが書かれています。この立場で町長は本当に今の状況、さまざまな国の残念ながら町民にとっては不本意な政策も出てきます。そういう点で、しっかりと対応、対処していただきたいと同時に、先ほど非核平和のまち宣言の中で、妹背牛で平和パネルがあるのです。ご存じだと思うのですが、町民会館で展示されていると思うのですが、この活用をもっと広げていただきたいと。できれば役場の庁舎なり、滝川なんかは市役所の庁舎で展示されているのですが、そういうことをぜひ行っていただきたいということを伺いたいと思います。

あと、町民こそ主人公のまちづくりということで、町政懇談会の問題ご答弁ありましたが、町民の中から1月の末から2月ではなくて、大体予算の策定がここはもう概略行政のほうではつくられていると思うのですが、11月ごろ設置できないのかという率直な意見も寄せられています。この点についての答弁をお願いしたいのと、さらなる参加者の増のための努力はなされていると思うのですが、この点でぜひお願いしたいと。

あと、活力ある住んでよかったまちづくりという点で、鋭意努力されているということも答弁されました。しかし、問題は、ここに住んでいる町民がカーリングや温泉ペペルや

うらら公園がこの町にある、町民の共有財産と言えるそういうものに本当にいいなど、利用者がふえるという点でのことが大事だと思うのです。その点で、もしそういうお考えがあればお伺いして、またなければそういう方向についての意見もお聞かせ願いたいと思います。

あと、介護予防・日常生活、これは本当に努力されて、ほかのまちでは大変な状況で進行されているとお聞きもしています。本当にわかち愛もせうしを中心にしてなされていると思うのですが、手前みそであれなのですが、今私も元気クラブというのをつくって、ここは2カ月に1回いろんな行事やっているのです。そして、この2カ月に1回やるためには必ず一月に1回その会員のところ、約100名ぐらいの方いるのですが、必ず訪問して状況把握しているわけです。そういう組織、単にそれは我々だけでなくほかのクラブもあるし、民生委員の方も努力されている。そういう諸団体に光を当てて、そして総合的に介護予防、日常生活支援というか、そういう方向に結合していくことが必要ではないかと。その点でのご意見を聞かせていただきたいと。

あと、診療所の問題で、本当に努力されて、この間も行って風邪治ったのだよとかとお年寄りの方から聞きました。ただ、問題は、地域の周りの特に北空知でいえば深川市立病院との連携というのですか、ここら辺でのお考えがあれば、昨年でしたか、難局続く中核病院という、こういうのあって、これ町長だと思うのですが、自分たちの診療所を維持するだけで大変なのだと、財政的な支援は市立病院赤字でもできないと、こういう記事が書かれているので、寺崎町長とお会いしたときにそんな話していたので、そうだと思うのですが、ただ現実には市立病院通っている方はたくさんいらっしゃるのです。ここの連携という点での診療所の存在というか、診療所も大事だし、そこの連携というのは僕は大事ではないかなと感じていますので、ぜひその点でのお考えお聞かせください。

それと、特定健診の20年の順番というか、僕も資料は持っているのですが、現在、昨年でいえば何番、今受診率が道内なり、北空知だけでも、この近辺でいいのですが、どういう位置にあるかというのをぜひお知らせ願いたいのと、それとこれはたしか新十津川だと思うのですが、がん検診を全て500円にしたのです。財政的な裏づけだとかその後の状況というのは聞いていないのですが、これは一般新聞にも報道されたのですが、だからそういう面では受診率を上げる上で単純に料金を下げればいいというものではないのですが、何かネックになっている部分や、それからこういう点を改善すればもっと受診率が上がると。これは、医療費抑制というか、国保新聞って出しているのです、国が。この中でも特定健診の受診率が医療費を抑制していると。これは、新潟の小千谷市でやられているのですが、そういう面でのお考えあればと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私から行政に対する姿勢について答弁をしたいと思います。

衆議院の憲法審査会での憲法学者からの違憲発言、あるいはさらには国民世論が示す法

案の廃案や慎重な審議を求める声が特に国会前でも多いことなどからも、私としてももっと具体的でわかりやすい説明をしていただき、決して急がず、じっくりと国会の場で慎重な審議をしていただきたいと考えております。もし仮に今回の法案が日本の恒久平和主義を変容させるものであれば、それはやはり憲法改正の手續により衆議院あるいは参議院の解散を含めて国民の信を問わなければならないものであると考えております。そのことこそが平和と民主主義を維持するものと考えておりますことを申し上げて、あとパネルにつきましてもどのように有効利用ができるのか検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 佐田議員さんの再質問にご答弁を申し上げたいと思っておりますが、最初に町政懇談会のあり方についてご提言も含めてご意見があったわけですが、先ほど課長からもご答弁の中で説明がありましたように、農家地区についてはこれまで同様の開催方法でよいのかなというふうに理解しております。一方、1区の懇談会については、休日開催であっても参加者が少ないのが悩みでございまして、この点は改善点として捉えているところでございまして、町民の声を広く聞くということは、非常に難しい側面もございまして、日ごろから1区連合会ですとか各生産団体、任意団体の総会や会議、イベント等そういった懇談の機会を捉えて、積極的な職員の参加を促しながら、意見をできるだけ把握するように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

そうした中で、ご提案のありました町政懇談会の時期を市街地区と農村地区と分離開催するというような考え方も一つの議論としてあろうかと思っておりますが、1区連合会との絡みもございまして、いましばらく時間をいただいた中で検討を加えながら、多くの参加者の出席が得られるようこれからも努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、施設利用の関係で、またこれもご提言も踏まえてご意見をいただいたところでございまして、このうらら公園を中心とするゾーンは、従来公共施設の集約化を町が目指して、センター地区構想という形の中で逐次整備されてきたものでございまして、町民の憩いの場として位置づけされながら、今日の利用に至っているところでございまして、また、それぞれの施設の持ち味を生かして、管理経費をにらみながら管理運営をしているところでございまして、まちづくりの目標としている交流人口の拡大に大いに貢献していただいているものと理解しているところでございまして、あわせて施設利用に係る団体等の協力には感謝しているところでございまして、きょうは農業委員さんが傍聴に来ていただいておりますが、例えばカーリングホールの大会なんかでも積極的に参加をいただいているような事例もございまして、町行政だけの旗振りだけでは十分な成果を得ることは難しいというふうに捉えておりますが、この関係者の力添えは欠かすことはできないかなというふうに捉えているところでございまして。

しかしながら、いずれ利用者側にも当然変化があらわれますので、要望が多様化してまいりますし、飽きのくることも当然推測されることから、次期まちづくりでは変化に対応

した施設づくりや運営を計画していく必要があるというふうに思っておりますので、そういったことに備えて準備していくことが今後必要ではないかというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

1つ飛んで、町立診療所の関係についてお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど深川市立病院との連携のお話も当然ご指摘があったところでございますが、今北海道のほうでは北空知保健医療福祉圏域連携会議というのが立ち上がっております、ここを中心に北空知地区の区域の医療構想の策定を目指しております。これは、厚生労働省の指導もございまして、道内全域でそれぞれの地域でこの計画構想の策定を目指しているところでございまして、この計画期間が平成29年度から平成37年度、団塊世代の医療、福祉をどう確保していくかということ为背景にしながら、策定を目指しているところでございます。この中で目標とされているところは、高度急性期の医療、こういったものは近郊であります旭川とか、あるいは砂川市、こういったところにある大きな病院が担っていただく。深川市立病院については、急性期あるいは回復期の医療を担うこととしておりまして、さらに療養病棟を持ちます2つの病院が慢性期の医療を担いながら、圏域内及び深川市内の診療所は初期の外来医療や在宅医療を担う構想というふうになってございます。ただ、現在の状況で申し上げますと、深川市立病院では回復期の医療を担うというところがまだ達成されておりませんので、ここが今後の整備の課題ではないかというふうになってございます。こうした役割分担によって医師や医療従事者を確保して、圏域全体で医療体制を確保していくこととしてございます。

しかしながら、今後人口減少に歯どめがかからないような事態や医師確保が困難な状況など、医療環境が大きく変化するようなことが明らかになった場合には、当然我が町の小さな診療所としての存続が危惧されるということになりますので、そういった事態にならないように充分に対処できるよう準備していく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田湯勝則君） 私のほうから介護保険関係をちょっと説明させていただきます。なお、先ほど工藤議員のところでもわかり愛もせうし等の事業内容を説明しましたので、そちらのほうは省かせていただいて、佐田議員のご質問にあります老人クラブ等の活用ということで、そちらのほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

昨日偶然にも社協の三役、それから部会長会議という役員会がありまして、この話題になりました。それで、実際に2月からスタートしておりますけれども、お年寄りに回覧板等だけはなかなか周知できないということで、ある委員から、佐田議員が言われたとおり、老人クラブ等に出向いて説明したらいいのではないかということで、昨日役員会でそういう意見をいただきました。内部としましては、会議終了後これからは老人クラブ等に出向いて、わかりやすく説明して、それから今後どう事業が展開していくかということをお皆さんに周知をしながら実施をしていくということで考えておりますので、ご理解をしていた

だきたいと思います。

それから、5つ目の特定健診の関係ですけれども、町政懇談会で皆さんに資料で説明したのですけれども、実際に今原課にデータで来ておるのは25年度の状況だけがデータとして来ております。25年度は、妹背牛町は51.9%の受診率で全道21位ということで、最初の20年は66位でしたから、25年度については5年後21位まで上がりました。ただ、26年、27年は今実施中ですので、データがありませんので、お許しを願いたいと思います。

そこで、最後に質問されました新十津川町とかそういう料金、私どもも議員からお話ありましていろいろと調べると、やっぱり町村によっては捉え方がばらばらで、本町につきましては胃がんであれば800円、そのかわり肺とかそういうのは300円ということで安くなって、乳がんだとか子宮がんというのはちょっと高い金額になっている。ただ、子宮がん、乳がん、大腸がんにつきましては、無料クーポン券を先ほど言いました5歳刻みで本町は提供して受診率を上げようということで考えておりますし、昨年度からは20歳以上の方にがん検診を受けていただくということ、各管内のは調べておりませんが、ここら辺は本町としては積極的に年齢を下げたかなと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○2番（佐田恵治君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

今ほどの佐田議員の質問と重なる部分が多々あるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。地域医療について。妹背牛診療所についての町の考え方を伺います。

まずは、途中指定管理者の変更ということがありましたが、平成20年8月から妹背牛診療所の医師として町民の診療を担ってくださった鍋田先生がこの3月いっぱいをもって退任されるということです。札幌市からの通勤でしたが、体調等を考慮し、今後は札幌市の関連病院勤務とお聞きしております。鍋田先生には7年8カ月と長きにわたり町民への医療を担っていただき、大変感謝しているところであり、心よりお礼申し上げます。先ほど副町長からも説明がありましたが、この4月からは南幌病院院長であった戸田医師が後任として診療に当たってくださると聞いています。町民の健康を思うとき、スムーズな引き継ぎを願うところであります。

さて、妹背牛診療所は、資料等によりますと平成9年2月28日に現在地に新築完成し、同年4月1日から民営化となり、平成20年4月1日からは指定管理者制度により指定管理者を指定し、運営となり、現在に至っています。妹背牛診療所は、歯科医院を除けば町唯一の病院で、町民の安心、安全な生活を守り、支えるところであり、町になくってはなら

ないものと思っています。町民の高齢化が進む妹背牛町で、診療所でははり、きゅう、マッサージ等の理学療法も行われており、町民の病気治療、けが、投薬治療と広く全般的な医療がなされ、今後とも長く存続してもらわなければならないと考えます。町内の学校医も担っていただいているなど大切な存在であると思います。

次に、妹背牛診療所は、先ほど言いましたが、平成20年度より指定管理制度を導入し、指定管理者を指定し、指定管理料を定めて運営されております。2年ほど前に指定管理者の変更はありましたが、平成28年度は制度導入9年目に入ります。資料等によりますと、指定管理料が平成20年度、2,360万円、21年度からは2,800万円、そして25年度から3,000万円と増額がなされ、平成28年度においては3,500万円との予算計上となっています。この8年、9年の間には社会情勢の変化、物価の上昇、医療制度の変更など環境の変化があったことに起因するかと思われませんが、町の厳しい財政状況を鑑みると決して軽い負担増ではないはずです。

そこで、伺います。1点目として、地域医療機関として診療所を町はどのような位置づけと考えているのか。

2点目として、町としての指定管理料の金額についての考え。

以上、2点についてお伺いし、一般質問といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（中山高明君） 診療所の位置づけを含めまして、今後の方向性も含めましてご答弁を申し上げたいと思いますが、先ほど佐田議員のご質問にもご答弁申し上げたところでございますが、現在診療所を利用されている方々が主に慢性疾患を抱えている方、あるいはリハビリを必要とされている方、こういった方を中心に高齢者の方の利用が非常に多いということがございますので、妹背牛町の高齢化傾向を考えれば今後ともこういった形で診療所を持続していく方向で考えてまいりたいと思います。

また、今度赴任されます先生につきましては、系列的にいいますと札幌医大卒のお医者さんでございますので、鍋田先生と同系列の先生でございます。ただ、町立の病院経験が豊富だということで、総合医としての経験が非常に活かされるのではないかとということで、本町が目指しております初期の診療に対して我が診療所が果たす役割は非常に大きいということで、あと適切な診断行為が行われるというふうに期待しているところでございますし、2次医療圏としてある深川市との連携を考えましても充分その連携は図られるものというふうに考えておりますし、また医師の確保につきましてもこの医療法人英晃会につきましても代表である先生も地域医療に対して一生懸命といたしますか、熱心に対応していただいておりますので、今回の鍋田先生の退任、異動に伴う医師の交代につきましても積極果敢に医師確保に動いていただいておりますので、今後ともそういった信頼関係のもとで診療所を継続していきたいというふうに考えております。

また、指定管理料の3,500万円につきましては、議員ご指摘のように、これまでも行財政特別委員会の中でもお話を申し上げたところでございますが、うちの財政規模の中

で際限なく出せるわけは当然ありませんので、医業費用もかかりますし、医師の報酬も今回は外部から登用したということになりますので、鍋田先生は身内の先生でございましたから、医業収益が悪化してもある程度は先生の報酬を引き下げることで収支を合わせることができる。また、札幌の泌尿器科の病院が大きな病院ですので、そういったところの調整も充分可能だったというふうに思いますが、今回は外部からの招聘になりますので、当然医師の報酬等が上がるということは、これはどうしても避けて通れないのかなというふうに思っておりますが、前段申し上げましたように3,500万円ということで英晃会のほうにも説明しておりますので、この辺の事情については英晃会もご理解をいただいているものというふうに考えております。

先ほど圏域レベルで医療環境が大きく変化するような事態になれば、またこれはスタンスを変えていく場面があるかもしれませんが、当面する状況の中では報酬改定等の状況変化が仮にあったとしても現状のままで診療所を運営していけるかなというふうに考えておりますので、状況をご理解の上、このまま継続をさせていただきながら状況判断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） 診療所につきましては、自分も治療薬を出してもらっているのですが、診療所に行きますが、診療所は患者の皆さんの送迎サービスがあり、少なからぬ人数が高齢の方ではありますが、リハビリ等で診療所に通っております。また、その状況を見ていると、周りの人との会話を通じて交流の場となっておりますように私は感じておりますし、これは不適切かもしれませんが、ちょっとしたおやつなどを自分の目で見ても買うというような、そういう光景も見られており、私は高齢者、お年寄りの方にとってはひきこもりもなく、非常にいい場所であると考えております。

そこで、診療所の利用増を図ることが必要だと思っておりますが、その利用増を図るために町としてできる方策があれば何らかとってほしいと思っておりますが、その考えは町にあるのかをお伺いします。

また、診療所における機器の購入については、町負担ということになっておりますが、利用者数の維持、あるいは増加が見込まれる機材、これは自分にこれという当てがあるわけではないのですが、そういうようなお話がもしあれば購入を検討されるなどの考え方、姿勢はあるのかについてその考えについてもお伺いしたいと思います。

それと、指定管理料の上限とございますか、本年度3,500万を予定しているとのことですが、私も町の医療等を考えるとき維持していくためにそれぐらいの支出は必要かなと思っておりますが、また反面職員として町在住の方が採用されており、雇用面を考えますと、これからの診療所とのお話し合いの中で支障があってはならないと思うのですけれども、そういう町民の雇用面を考えますとそれ以上もありなのかなというような考えもございます。

それと、若干昔の資料なのですが、平成15年ですか、民営化になって最初、指定管理ということではなくて民間の診療所の運営協力費ということで5年間ほど支出がございます。15年から19年まで。その金額を申し上げますと、15年で3,000万円、その後3,500万と結構当時としても大きな協力費を出した過去がございます。そのようなことも考えるとき3,500万以上の支出も、これからの町民の利用も見ながらですが、それもあるのかなと思いますので、その辺のもし思いがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（中山高明君） 数点ご質問がございましたので、再質問にご答弁を申し上げたいと思いますが、まず診療所の利用者増の考え方でございますが、基本的に町民は健康であるのが一番望ましいので、余り病院には来てほしくはないのですが、ただどうしても高齢になりますと色々な病気を抱える方も当然ふえてまいります。ただ、この問題に関して言えば、英晃会が医者として患者さんとのかかわりを大事にしながら、信頼される医療を提供することで利用者増につながるのではないかと。そんな中で、私どもが行政の役割として、地域の医療を確保していく視点から必要なことがあれば必要に応じて支援をしていくという考え方が基本的スタンスでありますので、ご理解を願いたいと思います。

また、医療機器整備の関係につきましては、昨年でしたか、レントゲンの更新ということで、どうしても医療器械には耐用年数がございますので、金額のかさばるものについては当然過疎債ですとか補助事業ですとかそういったものを導入しながら充足していかねければ、英晃会だけの医療法人の中でそれを充足していくことは非常に難しいというふうに理解しております。この設備関係は、基本線は町が負担していくことにしておりますので、そういった方向で今後ともいきますが、ただお医者さんがしょっちゅうかわるたびに医療機器を更新していたのでは医療としての収支が合いませんので、そういったことがないように事前にきちんとお医者さんとお話をしながら、地域の医療に見合った医療機器を整備していくという方向で考えてございます。

次に、指定管理料の上限で、細かく調べていただいて大変ありがとうございました。この指定管理料につきましては、医療法ですとか、あるいは診療報酬の改定があると、どこかで応援してあげなければいけない部分が当然出てくるとは思います。ただ、では4,000万まで出せるのか、5,000万まで出せるのかという議論は、なかなか名回答にはならないというふうに思います。現段階の今の制度の中で上限でいけるのは、うちの財政規模からすれば3,500万円程度というふうに考えておりますので、特殊な事情が発生するようなケースが出てくれば、当然医療体制を維持していくという視点からすれば上積みも議論のテーブルに上がるとは思いますが、現段階ではこの3,500万という線を大事にしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

そういうようなことで、今後とも地域の医療の中核として、中核といいますか、そうい

った中でこの診療所を運営していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

9 番議員、向井敏則君。

○9 番（向井敏則君） 指定管理料につきまして3, 500万円、町で負担できるのはそれぐらいかなというお話でございましたが、先ほどの繰り返しになるかと思いますが、診療所におきまして町民の方が採用になっていて、私の知る範囲では4名ぐらいが看護師、事務の方で採用されて勤めております。それらにつきましてももし仮に撤退とかになれば、雇用等も考えると結構大きな妹背牛町における企業だと考えますので、上限についてこれから先の話ではっきりしたことは言えないとは思いますが、最後に町長の考えをお聞きし、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 先ほど向井副議長さんから先生の引き継ぎの件がありました。戸田先生は、あくまでも現役の南幌町立の院長ということで、3月31日木曜日までが最終の勤務となっておりますので、その辺も理解していただきたいと思ひますし、なるべくスムーズにいくよう働きかけていきたいと思っております。

また、高校がなくなって、あるいはAコープの店舗がなくなるということで、これでまた診療所が潰れますと本当に妹背牛町も歯抜けになるのかなということで、私自身も向井副議長同様町内に診療所はぜひ必要と考えているところでございますし、あわせまして四、五名程度の従業員、地元からの雇用ということで、先ほど雇用の問題もありましたけれども、その辺にも一役買っているのかなというふうに考えております。とりあえずは上限ということで副町長が言いましたけれども、3, 500万を目標に、過去には3, 500万の年もあったと伺っておりますけれども、それを一応上限として、事務長と今後も信頼関係で継続をしていきたいと思ひますし、診療所、あるいは加工センター、温泉、あるいはパークゴルフ場、カーリング場、それぞれ今持っている社会資本を常に整備をしていきながら、町民の満足感を高めていかなければならないと考えておりますし、ただ採算性だけで物事を見るのではなくて、やはり町民が必要としている施設の運営には町民が必要なことを赤字でもやるのが私は行政だと考えておりますので、その辺はご理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で9 番議員、向井敏則君の一般質問を終わります。

次に、5 番議員、広田毅君。

○5 番（広田 毅君） （登壇） 最後の質問者ということで、お疲れのところではございますけれども、通告に従いまして質問をいたします。

各市町村とも財政が大変厳しい中、知恵を絞った平成28年度予算案につきまして議会がそれぞれ開会されております。私は、財源の厳しいときだからこそ既存施設のさらなる

利活用、また現行施策の見直し、拡充を図り、本町の振興につなげていくべきと考えますし、その観点から質問をさせていただきます。

まず、1点目、町営バスの運行の可否と別な視点での運用についてであります。町営バスにつきましては、大幅な利用者の減少、経費の増加に伴い、著しい回収率の低下が見られるように思います。現在の運行につきましては、減便など運用の見直しを図られておりますが、運行当初と直近の1人当たりの経費、1便当たりの経費、回収率、この実績を伺います。また、この実績を踏まえまして、担当所管の感想を伺いたいと思います。

2点目につきましては、地域資源としてのカーリング、カーリングホールについてお伺いいたします。カーリングホールがオープンして以来町内外を問わず多くのカーリング愛好者、また学生の体験学習など利用されるようになりました。町民にもようやく認知される今日このごろとなっております。

現在のカーリングホールの利用状況を見ますと、平日の午前中につきましては小中学生の体験学習を行っておりますし、私も参加をさせていただいておりますシニアカーリングが週2回、11月から3月まで11チームで約40試合行われております。夜の時間帯においては、これまた約50チームの参加で協会長杯が行われております。このことから、平日の午前中と夜の利用率につきましては極めて良好であると思われませんが、残念ながら午後の利用については少ない状況となっております。利用率を上げるために今後行政、今回採用されます地域おこし協力隊員でも結構ですが、ぜひ先頭に立ってアピールをしていただきたいと思いますと考えてございます。具体的には北空知管内の学校の利用が非常に少なくなっております。ぜひ体験学習を積極的にアプローチしていただきたいと思いますと考えております。

また、カーリングホールの平日でございますけれども、2階につきましてはほとんど利用されておられません。ここのスペースを子供の遊べるスペースとして、またカーリングにこだわることなく、このスペースの利活用を考える必要があると思っております。妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2において、既存施設の充実を図りながら、本町への新しい人の流れをつくと目標が掲げられております。この目標達成のため、また仮に町技としてカーリングが制定されるのならばこの後の対応が非常に大事だと考えますが、カーリングホールのさらなる利活用に向けての考えと本町の振興にとってカーリングに求めるものを伺います。

再質問を留保して、1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから町営バスについてご答弁申し上げます。

町営バスの運行状況であります。お客様1人当たりの経費については、平成18年度で3,892円、平成27年度で1万3,244円、1便当たりの経費については平成18年度で2,603円、平成27年度で4,702円、回収率については平成18年度、3.81%、平成27年度では1.09%となっております。

新千代線の1便当たりのお客様数は、平成18年度では0.67人、平成27年度では

1 便当たり 0. 36 人という状況になっております。また、ペペル線の乗客については、過去 5 年間の平均で 1 日当たり、1 往復であります、11. 2 人、夏期、4 月から 10 月については 4. 9 人、冬期については 6. 3 人となっている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私のほうから地域資源としてのカーリングとカーリングホールについてご答弁申し上げます。

本町のカーリングホールは、2 つの顔を持っており、夏は子供たちの遊具を置いた屋内施設で、遊水公園との利用で利用率が伸び、1 万 8, 200 人の利用者数で増加傾向にあります。冬は、屋内のカーリングとして活用されており、カーリングは冬季スポーツとして子供から高齢者まで幅広い年齢層が楽しめるスポーツであり、会員数が 300 名となり、活用しております。シニアの育成に力を入れてきたカーリング協会の努力により、ジュニア層では全国優勝、世界クラスの大会出場を果たすチームも生まれ、カーリングで大学に進学するまでに成長し、多方面での活躍をされております。さらに、先日の全国高等学校カーリング選手権大会は、町内の高校生チームが優勝され、さらなる今後の活躍を期待するものでございます。

本町としては、カーリングホールそのものを活用して、町民の健康増進は無論町内及び地域間交流、さらには国際交流ができる施設として活用できる施設を目指すため、妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、新しい人の流れをつくる地域資源として、カーリングホールの設備更新事業を昨年地方創生交付金の上乗せ交付金において行い、施設の充実を図り、本町での大会回数をふやしながら交流人口をふやし、オリンピック種目にもなっているカーリングの種目で町内出身者が活躍できるようなバックアップをしたいということで行いました。

カーリング場の日中の利用でございますが、若干あき状況になっているということで、今後北空知地域、また学校関係にも教育委員会とともに連携し、授業等の利用に進めていきたいというふうを考えておりますし、2 階の利用でございますが、夏のカーリングホール、うらら公園との先ほどの答弁でございましたが、天候により利用が可能ということで園児の食事等の利用をしております。また、遊具等に利用するというふうになれば、遊ぶ場所と休憩場所を区別していかなくてはいけないという考えもあり、2 階での遊具利用については現在考えておりません。

オリンピック、パラリンピックの強化合宿誘致などできるように現在関係機関で手を挙げるために、町技制定とともに町民のご理解をいただき、誘致に伴う必要な改修などを含めておりますが、先日 2 月 24 日から 25 日まで本町で日本ミックスダブルスカーリング選手権大会が開催され、平昌オリンピックにて新たに実施されるミックスダブルスカーリングの競技視察及び強化方針に関するヒアリングが開催されまして、JOC の関係者、本部長、橋本聖子氏、対策プロジェクト委員長の古川氏、委員の原田雅彦氏が来町されてお

り、オリンピック、パラリンピックともに手を挙げるよい機会かなというふうに思っておりますので、お時間をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5 番議員、広田毅君。

○5 番（広田 毅君） まず、1 点目の町営バスの件でございますけれども、今ほど課長からご答弁いただきましたとおり、回収率の低下につきましては著しいものが見られてございます。この現状を踏まえまして、沿線住民の足の確保、公営住宅における風呂なし世帯への対策など、町営バスが今まで持っておりました使命につきまして町としては終わらせる判断をされますか。それとも、スクールバスとして現在利用されております緑色のバスになるかと思いますが、朝の運行が終わればあいております。これを別な視点で利活用を一考されるのも必要かと思えます。具体的には介護保険法改正による、先ほども議員から質問出てございましたけれども、介護予防・日常生活支援総合事業が本町では先行型で2月より実施をされております。これに伴い、福祉グループ、各町内会、老人クラブなどが連携をしながら、介護予防活動などに活用されてはいかがでしょうか。これらを含め、総合的に運用の見直しの考えがあるかどうか、町長のご所見を伺います。

2 点目、カーリング、カーリングホールについてでございますが、カーリングホールの運営につきましては、現在カーリング協会が主体となって運営をしております。オーバーワークになるぐらい一生懸命運営をいただいております。私の立場としましても敬意と感謝を申し上げたいと、そんなふうに思っております。

カーリングホールについては、全道、全国でも非常に数少ない施設でございます。カーリングホールが持つ効能としましては、試合でのマナーを通しての道德教育、健康な体づくり、交流の場など多岐にわたります。また、3月4日付の道新に秩父別町の屋内遊戯施設関連の記事が載ってございました。この中で神薮町長は、近隣にない施設で、多くの客を呼び込み、交流人口をふやしたいとコメントされております。寺崎町長、この記事お読みになりましたか。どんな感想を持たれましたか。本町のカーリングは、子供が遊べるスペースとして夏期の営業をしております。まさにこの秩父別町の屋内遊戯施設とバッティングすることになりそうでございます。しかし、私はこの状況に臆する必要はないと考えてございます。なぜなら、先ほども申し上げましたとおり、全国でも数少ないカーリングホールが本町にございます。その希少性、優位性を生かし、カーリングホールのさらなる利活用を考えていきましょう。

ここでさらなる利活用に向けて、何点か私からご提案申し上げたいと思えます。まず、1 点目につきましては、カーリングの通年営業でございます。このことにつきましては、カーリング施設建設当時、私もカーリング協会の役員として建設に当たった内容の進め方について意見を聞かれておった立場でございます。その当時考えておりましたのは、冬期間排雪時に出る雪をカーリングホールの隣に堆積しまして、夏の間も保管し、その雪を

解かした水をカーリングホールの壁の中に冷却パイプをはわせて、それで夏場の、通年営業ですから、夏場の電気代だとか経費を節約してはどうかというようなことを行政に提案をしておりましたが、残念ながら今の現況の状態に至ってございます。そういったことで、先ほどからお話が出ておりましたように、うらら公園と、そして雨天のときには限りませんけれども、夏期については子供の遊べるスペースとしてカーリングホールを現在営業されておりますし、さっき課長の答弁にございましたように、私も利用客の数字見させていただきましたが、年々増加しております。そんなことも勘案しながら、先ほど申し上げた秩父別の屋内遊戯場の関係も勘案しながら、カーリング場の通年営業のこともぜひ検討していただきたいと考えてございます。

2点目につきましては、これまた先ほど課長のほうからご答弁いただきました。2年後に韓国で平昌オリンピック、パラリンピックが開催されます。その折、カーリングが正式競技になっておりますので、ぜひ出場国の事前の合宿地として妹背牛町に手を挙げていただきたいと、そんなふうに考えてございます。

3点目につきましては、カーリングホールの名称の変更でございます。こちらのほうは、今たしか妹背牛町カーリングホールというような名称になってございますけれども、この間確認をさせていただきましたら、カーリングホールの償還のほうも終わるというようなことでお話しいただいておりましたので、ぜひ一般的に言われるネーミングライツ、命名権を公募して、広く企業に公募した上で、その企業とカーリングだけではなくて本町とのつながりを求めていく。これも町の振興策の一つかと、そんなふうに考えてございます。

最後、4番目になりますけれども、利用者、利用機会を幅広く求めるために障がい者用の簡易エレベーターの設置をぜひお願いしたいと考えてございます。

以上、申し上げましたが、本町の振興にとって基点ともなり得るカーリング、カーリングホールの運用について町長の考え方を伺いしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、町営バスについて答弁を申し上げたいと思います。

町営バスの利用者数につきましては、先ほど課長答弁したとおりであります。また、町営バス運行については、平成25年度の予算審査特別委員会では附帯意見を議会のほうから提出されていると確認をしておりますし、今年度監査委員さんからもご指摘があったと伺っております。新千代線につきましては、平成29年度から廃止の方向で検討をしていきたいと思います。あわせてペペル線、月水金、あるいは議員提案のおもてなし、あるいはふまねっと運動の送迎等、今後のバスの有効利用のあり方を先ほど来話が出ています老人クラブあるいは地域包括センター、NPO法人、わかち愛の皆様らとともに相談しながら、また議会と協議検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

続いて、カーリングについてですが、まず教育関連でアンケートの調査が教育委員会から出てきましたので、お知らせをしたいと思います。先月教育委員会において町技にかか

わるアンケート調査を実施しましたが、回答者の89.6%の方がカーリングを町技として支持しているという結果となっております。こうした結果も踏まえ、教育委員会とも連携して、管内の教育委員会において社会教育事業としてのカーリング体験授業の実施の働きかけや管内の学校に対し保健体育、あるいは総合的な学習や特別活動の時間に利用した授業としての取り組みをPRするなど、カーリングホールの効率的な利用、活用を推進したいと思っておりますし、また地域おこし協力隊の方も採用になればぜひそちらのほうも仕事についてほしいというふうに考えております。

また、その前に秩父別の新聞を見ましたかということで、約5億6,000万、6億近いお金をかけて設備をするというふうに考えておりますけれども、今のところ秩父別さんのほうでは遊水公園はないと聞いておりますので、やはり妹背牛の持ち味は夏の暑いときは遊水公園うららで水浴びをする、そして自動販売機でジュースを買う、あるいはペペル温泉のソフトクリームを買ってくれる。雨が降ればカーリング場の2階で御飯を食べながら、下の階で遊べるというので、それほど激減するとは思ってはいませんが、今後ともいい知恵があればかしてほしいと思っておりますし、夏のカーリング場の利用料、今までは小学生がただでしたけれども、議会のご理解を得られれば中学生まで無料にして、利用範囲を広げたいなというふうに考えておりますし、昨年にはカーリング場の遊具、バッテリーカーを2台更新をしておりますし、先ほども申しましたが、家族でのペペル温泉利用者には夏のカーリング場無料券などを検討して、利用の確保を図りたいと考えております。

そして、4つの質問でございますが、まずオールシーズン型のカーリング施設とするには現在の建物の冷房機械及び空調設備等の改修が必要となり、相当の改善費が伴うというデータが出ております。また、雪の利用も議員ご指摘でありましたが、ちょっと難しいのかなというふうに考えておりますが、さらにオールシーズンにしますと子供たちの夏場の遊び場をなくすことになるので、これなど町民あるいはお子さん方の理解も必要であり、財政的な面でも検討も必要であり、時間をいただき、検討をしたいと考えております。

あと、2番目、冬期パラリンピックの合宿誘致につきましては、企画振興課のほうでできる限り手を挙げるように指示をしております。それとあわせまして、いつだかも日韓の障がい者の車椅子カーリングをやったのですが、やはり2階に上がるときが非常につらいと聞いております。介護福祉施設レラさんについております階段に、1人しか乗れませんけれども、そういうエレベーターがありますので、また勉強しながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、ネーミングライツにつきましては、ちょっと私も勉強不足で済みませんが、メリットとして新たな財源が確保できる、企業のPRが伴うため企業の活性化につながる、企業名を冠とした大会の開催など地域の活性化につながり、民間事業者との協働の推進につながるのがメリットと聞いておりますし、逆にデメリットとなりますと応募企業がなかった場合安価での契約となり、期待するメリットが生まれない場合もありますし、補修だけ行って契約につながらない場合も想定されます。施設名から妹背牛町がなくなるため、

PRの方法にもよりますが、町のPR効果が薄れる場合もあるというふうな情報が入ってきておりますけれども、この辺を充分精査しながら、ちょっとお時間をいただきながら前向きに検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○5番（広田 毅君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あす9日は午前9時より本会議を再開します。

どうも皆さんお疲れさまでした。

散会 午後 2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員